

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(3-12)

2. 日時

令和2年8月7日(金) 13時20分～16時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊係員、
池永技術参与、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

清水検査技術専門職

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部長 他7名

品質・安全管理室長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映
状況表(R2/08/07)

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁の田辺です。ただいまから原子燃料工業熊取事業所との面談を行います。今回の面談は令和元年12月2日付で申請があり、令和2年7月15日で第3回の補正はあった。
0:00:19	／設工認の新規性基準対応について、まず最初に事業者資料をもとに、事実確認を行うことに、ことになります。
0:00:29	まず最初に事業者から今回の面談で共有していただける資料1-20096番について、事業者ですね、追加のであそこの説明の資料、補足の説明が必要な事項については御説明をお願いいたします。
0:00:49	時燃料工業のカキノキでございます。1-20096の資料でございますが、今現段階を特に補足する説明することはございません。
0:01:02	はい。
0:01:02	はい規制庁田辺です。ありがとうございます。それではまず最初に本県のこの資料について規制庁からの更問ですね追加の確認事項が必要なものについてはさらにある追加の確認をさせていただきたいと思っております。それでは、規制庁側から追加の確認がある方は訳さをお願いいたします。
0:01:23	規制庁のイケナガですけれども、資料の番号でいくと575-8なんですけども。
0:01:32	コマツペレット貯蔵容器I型に関するところなんです。ここの臨界の書き方がイトウにつきまして、こちらからコメントとかして、これにつきましては、弁閉安全評価は許認可通りだと。
0:01:48	それから変更がありませんという回答になってございます。
0:01:52	ですけれども仕様書でですね、この変更がないということが何か読み取れないので、
0:02:02	こちらとしてはですねこの仕様書で各科なくってもですね、後段のその技術基準の説明をするところがありますよね。そういうところで、臨海については変更許可の基本的方針に沿って、
0:02:20	その安全機能を確保していると、こういうような文言を入れて欲しいというコメントなんですけども。
0:02:29	よろしく申し上げます。
0:02:33	はい。
0:02:39	原子燃料工業のカキノキでございます。さっきいただいたの御いただいたコメント承知しました。
0:02:46	当行の理解としてはですね変更がないということはどういうことかと言いますと、I型が600億当初教育であったわけですね、そのうち今回480校撤去しまして、残りの100に実行可能使うんだと。

0:03:03	ということであれば、基本的に許可のときの期生その間運転規制条件をそのまま使うわけで、臨界についても、それから、その臨界の制限値につきましても、或いはそれに使われる計算コードについても、
0:03:20	全然変更がないとそういう理解でおるんですけどこれは間違いないでしょうか。
0:03:28	原子燃料工業のカキノキでございます。おっしゃっていただいた通りでございます。それではですね仕様書はまあいいとしましても技術基準の説明のところで、さっき申し上げた項目を入れていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。
0:03:49	原子燃料工業の垣見でございます。承知しました。よろしく願いいたします。
0:03:59	原子力規制庁ナガイです。今ちょっと本日確認内容確認しますけれど資料の本日は面談資料のコメント反映状況表ですね。
0:04:14	こちらのほうの更問ということで、この7号の8ですね。
0:04:21	ここについて連絡をしますが、今、今の御議論の中で、
0:04:31	別途添付の説明書のほうに
0:04:39	あれですね。
0:04:41	キリンから変更ないってということと、それから、
0:04:46	既認可の盤をこの回答いただいている内容を反映するってということで、これ事務的な内容で指示確認できましたのでそのIFあろうお願いしますということです。はい。
0:04:59	ちょっと繰り返しになりました。すいません。
0:05:02	原子燃料工業のカキノキでございます。ご指摘の点を一応地ました。
0:05:09	規制庁側ですけれども、関連事項として、
0:05:16	粉末、ペレット貯蔵容器I型の使用状況、ちょっと見ていただきたいんですけども、44とか45ページだと思うんですけども、
0:05:26	そこで要求に基づくCCF記載されているところをあまり数なんですけれども、一点あの閉じ込め機能のところで、
0:05:36	こちらでもですね新規規制基準になって閉じ込め機能の要求というのが変わったところではなくてですね。そうすると、これらについてもですね閉じ込め機能のところの今後書かれてるものっていうのが新しいものじゃないんじゃないのっていうふう
0:05:52	感じておりませんで、ここで気になるところから変更ないということであれば、このところもあわせてですねそういうあの一言が決起基準の適合のところの御説明で結構ですので、入れていただければと思いません。
0:06:08	内を確認した上で記載していただければ結構ですので、

0:06:14	以上です。
0:06:17	原子燃料工業のカキノキでございます。ご指摘の点、技術基準の説明のところに
0:06:24	ということで承知しました。
0:06:27	以上です。
0:06:32	規制庁タナベせるご説明ありがとうございます規制庁側からこのほかにPoint サイトウ等に対して追加の策定等ございませんでしょうか。
0:06:43	はい、原子力規制庁ナガイ続きまして5-10ですけれども、地盤耐震関係で今回回答いただいている中でF3 竜巻の大きさ、一つは、
0:06:58	検定比の記載ですね区イトウのベントした場合とお答えした場合の曲げモーメントの検定比ですけれども、ちょっとここ、疑問点がありまして、後程ですね確認をさせていただきますので、
0:07:14	その旨をお伝えしておきます。それから後の14ですね、この重要については、前回確認して線量の算出地点な箇所ですかって今15ヶ所が15地点で実施ということで、
0:07:33	単純な誤記ですけれども、次の補正の機会があれば、正しく記載するようにしてください。
0:07:41	もう私の方から以上です。
0:07:47	原子燃料工業のカキノキでございます。承知しました。
0:07:53	もうね。
0:07:56	はい、規制庁たらベース他よろしいでしょうか。規制庁が他よろしいでしょうか。
0:08:02	はい。そうしましたら、続きまして、規制庁側から新規の事実確認、コメントを出しをさせていただきたいと思います。それでは規制庁側を準備いたします。
0:08:18	今回改めての追加確実確認事項ですが、現在の7月15日付の補正申請もともに、この人多少発生いただきたいと思います。
0:08:32	初めて私から。
0:08:41	ヨシムラの際に規制庁タナベからのコメントをさせていただきたいと思います。ちょっと多少順番前後するんですがまだはじめにですね工事の施工方法について、
0:08:54	ページで言うと、申請書に161ページを御確認ください。
0:09:04	261ページのところで、工事の工程表が図られておりますが、こちらですね外れるところ工事その後ですね使用前の事業者検査、これまでですね、2010年の上期っていう名前に現在の補正の中には記載されている。

0:09:24	ですが、現状今も 8 月何ヶ月の。そうですね。申請のアマダの今のですね状況を踏まえて、こちらの記載については適正化をするようお願いいたします。
0:09:41	民政旅行業のカキノキでございます。工事工程表 1 低下するようにいたします。
0:09:49	審査シートですけど。
0:09:53	はい、結構そうしましたら腺癌前後しますが使用表に移らせていただきたいと思います。まず最初に第 1 加工棟について規制庁タナベからコメント出させていっていただきます。
0:10:08	はい。
0:10:09	まずですね、地盤についてですね、こちらここまでの負債なんですけど、まずとかの記載ですね、奥ま 20 世紀は十分に支持することができる地盤に設ける設計とするというふうに全くあの中で設定についてもですね。
0:10:28	地盤のことが記載されているのですが、今回使用表の中だと地盤のところでは各設備つきの記載がございません。他のところ自身がどこどこから当設備機器に附属設備機器については、第 1 加工棟の中に含めて記載をしているので、ちょっと今のままと整合がとれておりませんので、
0:10:47	これは今もですね、記載代車高等の中に附属の非常用設備を記載するという方向であれば、自分とこにもそういった該当するものについてはですね記載をするようお願いいたします。
0:11:11	私がよろしいでしょうから。
0:11:17	原子燃料工業の井上でございます。実施のところと同じように地盤のところに記載するようにいたします。
0:11:25	以上ですはいよろしくお問い合わせ円筒続きまして、火災についてですね。
0:11:33	使用表で言いますと、経営陣で言うと 24 ページです。
0:11:39	こちらのですが、使用表の中で屋外消火栓についてですね。
0:11:45	これは有効範囲を 45 とするという旨を記載しているんですが、ちょっとこれすいません私こことかを確認したのですが、ここの中だと、この 40 メートルにするっていうのはですね、補助職員がちょっと見当たらなかったもので、こちらって、ここのこういった内容に対して、
0:12:04	こちら 40 メートルに達するときに使用つけているのか御説明をお願いできませんでしょうか。
0:12:12	はい。
0:12:25	はい。
0:12:26	ではなくて、

0:12:30	原子燃料工業の井上でございます。許可の中の図の中に 40m というのを書いてたと思うんですけど。
0:12:37	はい。
0:12:39	何ページ添付の 5 と加水すみません、ちょっと
0:12:45	はい。
0:12:47	はい。
0:12:48	残りのございます。すみません。図の中に入ってませんでした。40m というのは消防法からの要求事項でございまして、誤開消火栓については 40m というのがイトウa と図で言いますと、5 で土 15 というページでございまして。
0:13:06	はい。
0:13:14	規制庁タナベです。片理の図面を確認させていただきました。今回の設工認でも同様な懸念が出ておりますが、許可のところでは具体的に数字は帰ってなくて、ただ 40 年というのを約束っているのは消防法に基づいたものであってそれが今回の設置、
0:13:34	こん中で、より詳しくメール的に出てきたっていう理解でよろしいでしょうか。
0:13:41	原子燃料工業の井上でございます。その通りでございます。はい、ありがとうございます。
0:13:47	続きまして、同じ火災について確認活動をいただきたいと思います。
0:13:53	先週で言うそうですね、27 ページ、設工認申請新表 27 ページですが、
0:14:01	こちらの
0:14:04	11-3 の B-3 の設計は変わるところは、施設がこちらですね建築基準法に基づいて認定されたシール材を施工するというふうに記載されておりますが、ちょっとこれ具体的にですねセンチ基準法施行令上がん、
0:14:24	っていうのがなかなかわからないのでちょっとどこかに記載をするようお願いいたします。
0:14:32	現世の工業のイノウエでございます。承知いたしました。来条項番号を記載するようにいたします。あわせてなんです、これはちょっと事実確認で耐熱シール材等というふうについていうんですが、冒頭っていうのは何を指しての方なのかちょっと御説明いただけますでしょうか。
0:14:51	利便性の工業のイノウエでございます。耐熱シール材等というのは例えば年度のようなものもありますし、テープのようなものもありますし、いろいろ許可を受けたものによって違いますので、
0:15:06	等ということで、その括りの中で書いてるかということでございます。
0:15:13	規制庁タナベターの承知いたしましたの数の総代作用使用されているということで理解、理解いたしました。

0:15:22	規制庁ナガイです。先ほどの消火栓の 40mの話も、それが今回のKブルーの貫通部の話も両方ですね。他方キーを
0:15:38	はい、いいよっていかもとにして許可を
0:15:42	と。
0:15:44	踏まえて、許可に記載した障防法問題あるとか、建築基準法を踏まえて個別の設計をしているということですので、そういうものについては、具体的なですね、今タナベ立体に建築基準法の施行令の第
0:16:04	三条であるとか 40mについても消防法の丸々規則の第何条とそこを特定するような情報を必ず記載してください。そうすることによって、
0:16:19	もうそれについては、障防法所轄の消防であるとか、建築確認に含めるかどうかで実施して他方機での
0:16:32	県建物としての構成要件を満足してるということが許可を踏まえた形で個別の設計されているってことを確認できればもうそれ以上のですね、細かい適合性の説明はしなくても、
0:16:48	いいような形で観測手続きを簡素化するために、今の条文条項まで書いてくださいというコメントしています。ですので、でも仮にそういう認定品であるとか、他号機にないようなもの場合は、
0:17:06	減税事業者として何らかの基準とした根拠があると思うんですけども、その点については、許可にちゃんと反映されてるかっていうのを個別設計で細かく
0:17:22	添付説明書のほうで説明をしていただく必要があると考えてはって仮想しないと適用性を確認できませんので、お伝えしたものです。ですから、今回の二つのコメントというのはここだけ直せばいいのではなくて今後の申請も、
0:17:41	すべて条項まで書いていただくことによってそれ以上の細かい説明であるとかは必要添付の説明については、細かい説明は必要ありませんという。
0:17:54	ことですので、さらに言うと、そういう適合を踏まえた結果、設工認の申請書の本文には認可を受けようとする。その石鹼 2 波を書けばいいのか、だから、今もともと使用料から、
0:18:10	24 ページからコメントしましたがけれども、具体的な設備として、こういう約束事項制限値であるとか、最低Ah、いわゆる設計確認値とっておりますけど、そういうものそれから材料がどういうものであるかという条件を
0:18:29	きちんと記載するようにしていただきたいということで、個別に確認しています。
0:18:36	それで本件申請も含めて今後のものはよくその辺を考えて記載のほうも簡素化できるだけするようにしてください。以上です。
0:18:51	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。

0:18:56	3年最後に続けて規制庁は形状タナベ率庄原点についてもう一つ追加の指摘事項がございますので指摘させていただきたいと思います。
0:19:06	今回のクマイ消火栓についてなんですが、使用表見ると、今回申請なのは屋外消火栓No.6だけということで、他の詳細については次回以降申請であると、そういうふうに記載されております。
0:19:23	ただ第1加工棟のこの使用表にさせていただくと、理事19ページ、19ページはですね機器名称を見ると、設置消火設備屋外消火栓って一方なき最低国家ナンバー6っていうのがあって、
0:19:38	書かれていないんですよ。
0:19:40	今回の許可とあと設工認でのですね、対応表、そして許可以上のですね設備ナンバーをつけていただいて今度やったら8012-5っていうのが今回の屋外消火栓のNo.6であると思うんですが、
0:19:59	今回の戦争8012-5っていうのが屋外消火栓のNo.6だっていうことがちょっと湧かには記載をしていただきたいと思いますと思っております。
0:20:08	あわせて、そのスペックICSが今回の対応表ですね。
0:20:13	脂肪酸8000No.の8073番という記載がされている所、ページで言うと401ページ、401ページなんですが、
0:20:23	ここも屋内消火栓っていうところの記載で8012号、2345Pdにすべて分けていただいているんですが、これそれぞれが屋外消火栓もナンバーの7のかっていうのがですね。そうだと思っていてわからないので、
0:20:42	そこのところはですねせつかくナンバー気をしているのであれば、ちゃんとわかるようにですね、対応するようにお願いいたします。
0:20:53	はい。
0:20:55	はい。
0:21:05	これイケノは原子燃料工業の岡田です。
0:21:10	今の件、承知いたしました。記載を検討いたします。
0:21:15	はい。お願いいたします。
0:21:17	規制庁タナベからのコメントについては以上となります。
0:21:23	はい。原子力規制庁ナガイ月、今の最後のタナベからお伝えした点なんですけど。
0:21:31	使用表の記載のやり方のルール記載なしルールといいますかね、まず、いつも考えていただきたいのは、今回申請する認可を受けようとする。
0:21:46	設備

0:21:47	が生んだのかって言うのをまず入口で考えてください。それは今定めから伝えて19ページのその主要部まず当然申請書の中に所屋外消火栓一式と書いてあったり、一期と書いてあったりすると思いますけど。
0:22:06	まず申請したいものは推薦するのが何か員数が幾つかというのを明確にした上で、各仕様表には機器名称のところに
0:22:20	なんですかね、番号が書いてあります。管理番号てます。ただその下に行くのと、次のページの20ページの員数ところには何かただ1としか書いてなくて確保と、第1加工棟の親機として、
0:22:37	1なのかもしれませんけれども、消火栓として一体今回何基申請しようとしてのは全部をスコープに入れてるのか、第1加工棟にくっ附属するやつの一基だけなのか、図面を見るとなんか北側に二つあるんだけど。
0:22:55	そのうちの一基だけなのか、2期に記名は何か今後申請すると書いてあったり、全くですね、入口としてまずわからないです。それがナンバーなのかというのも非常にわかりづらいいろんなとこの資料でいくと多分6じゃないかと。
0:23:13	創造するような状況になってますので、その点は、まず申請を資する認可を受ける範囲を明確にしてください。基本的に一つの番号なにくくっているものは1回で認可申請すれば、そういう
0:23:32	ことは一種均質でいいんですが、分割して審査一つの名称なりを分割して申請する場合は必ず今回認可を受けるものを明確にした上で残っているものを
0:23:47	は、 との取り合いですね、そこもわかるようにしてください。
0:23:51	で、そのやり方はいろいろあると思いますけど、この後、本富士通の面談でもこの後また幾つか事例を紹介しますが、事実確認しますが、その考え方をですね、よく社内のほうで、
0:24:08	整理して申請書をつくるようにしてください。
0:24:13	ナガイから以上です。
0:24:18	申請の工業のイノウエでございます。表示いたしました。
0:24:26	はい、そういった引き続きましてナガイで起こったら、
0:24:31	第1加工棟についての事実確認をします。仕様表ではと、今20、
0:24:40	3ページ。
0:24:41	ですので、23ページの加工施設への人の不法な侵入等の防止なんですが、この設計資料9.1Pd時に、
0:24:56	第1加工棟は鉄筋コンクリート造徹底イトウの健康な招聘共有する設計と書いてあるんですが、
0:25:07	まずですね、技術基準の要求事項をよく見ていただきたいんですけど、技術基準規則の9条、

0:25:17	ですね、単に対応して、これは事業所への不法な侵入まず侵入の設計を通り、どのようにしているのかっていうのを踏まえた記載にしてください。それから加工施設に危害を与える恐れがある物件が、
0:25:36	どっちかを込まれることを防止するために講じる措置について、
0:25:42	被災をするようにしてくださいって、今回この第1加工棟だけですので、事業所全体として何か説明をする必要があれば事業所のこのレイアウトの中にですね、出入り管理の行うという場所かなんかを
0:25:58	記載していただいた上で、また添付の説明書のほうでその適合性を技術基準の適用性を説明していただくとかですね、そういう形で記載をするようにしてください。今は何か改造するとかですね、壁をつくるで
0:26:15	何するのっていうのは全くわかんない状況にありますので、よく要求事項に対応した設計。
0:26:24	の具体的な設計を記載するようにしてください。不法侵入については、基本的には工事当然のことは、加工事業許可申請書に記載した講師を踏まえる。
0:26:40	必要がありますけれども、あわせてですね、核種核物質防護の観点にも留意して記載をするようにしてくださいですか規定のほうで対応するような言葉で記載してくださいということでは、
0:26:58	ありませんのでよく許可を踏まえた形の記載を
0:27:04	それはしてください。
0:27:08	今OCには以上です。
0:27:14	原審の工業フジワラです。承知いたしました。
0:27:19	それからですね、ちょっと行ったり来たりしてしまうんですけど、108ページで、
0:27:28	今回、
0:27:30	ページ。
0:27:36	はい。
0:27:37	108ページに
0:27:41	とりあえずここで確認しますけれども、縦に表として、今回ですね第1加工棟の図閉の2-1-35-2という通電数で今回ですね、前回までは、
0:28:00	何か改造する扉しか仕様が記載されていなくて、改造しない扉で安全機能を有するものの材料とか構造が全くわからない状態でしたので、コメントいたしましたので、その結果ですね。
0:28:16	記載の様式も短尺変わって記載されておりますけれども、タイトルの方がですね、第1加工棟の改造構成扉配置図建具表になってますんで、これですねで中身を見ると二重丸な改造で、

0:28:34	110 丸になってるのは、被災Ⅱって改造なしとなっておりますが、これは■■■■扉に柵からも既設の改造ないのがですね、もう末尾たいのは、タイトルが見た瞬間に、
0:28:50	改造だけしか書いてないのかなとやっぱり思ったんですが、でかい増大が■■■■しかありませんで、本当に■■■■ならいいんですけども、安全機能を有する新たにですね、新規制基準の対応として、
0:29:06	火災の合意であるだの火災区画の扉扉であるとか、外壁であるとかですね、改造がなくてもきちんと申請をしていただくという必要がありますので、申請の個数が申請戸数っていうのが、
0:29:24	震災すべき扉が全部記載された上で、
0:29:28	その位置とか構造とか、材料強度が記載されていることを再確認した上で、この図の名前とかですね、適正に記載するようにしてください。
0:29:49	原燃エワラタニです拝承いたしました。
0:29:54	そうするとですね、需要必要な場合といふかな器具もその次のページ以降にあるんですけども、回動しない場合でも竜巻ナガイのであれば竜巻だし、必要があれば、
0:30:10	協働が求められるような場合には、
0:30:15	その構造も変えていただくと、強度計算が必要な場合はですね、の格差いいだけの内部の扉であれば、コースでその材料とか下げて
0:30:28	耐火扉というのがわかればですね、それはそれでもいいのかもしれませんがけれども、的ですね、記載漏れがないか、もう一度確認をするようにしてください。
0:30:41	以上です。
0:30:49	原燃エワラタニです。承知いたしました。
0:30:56	以上
0:30:57	はい。
0:30:58	いうところをもつての 8 月事務所考え
0:31:03	規制庁ナガイです。ちょっと 1 点前の仕様表の不法侵入の防止の点なんですけれども、許可ですね。というかこの要求事項は一つのもとの情報の限度風向アクセスですから事業所全体として、
0:31:22	許可でどういう防護対策をとっているかっていうのが許可に載っているはずですので、ですから、この第 1 加工とだけでなく、事業所全体として、例えば承認書の入口の話であるとか、あとは管理区域への
0:31:38	出入り管理は建物ごとなのかどうなのかというそういういろいろそういう観点が幾つかあると思いますので、よく確認した上で記載して、技術基準の要求事項理解をした形で記載するようにしてください。

0:31:57	はい。
0:32:00	原子燃料工業のカキノキでございます。OPのところに記載のある
0:32:07	ここにすべき点の案件承知しました。
0:32:11	はい。
0:32:13	いや、次よろしいですかね。規制庁のイケナガですけども、申請書の45ページなんですけど、これの中の1のところなんですけど、第1-3の貯蔵等で120戸中、
0:32:31	最大88講師をすると。
0:32:35	そういう記載がありまして、第1-3の貯蔵等なんですけれども、これはページで言うと69ページ目しかないかなと思うんですけど、この読みますと2兆
0:32:51	何かあるようなんですよね。この2棟とも、第1-3の中国等なのか、そのどちらかのか。
0:32:59	1がはっきりしないということが一つあると思います。
0:33:03	加えて、その88校がどのようにと積載或いは積まれてるのか、島内の構造がよくわからないので、その辺もわかるような説明をお願いしたいと思います。
0:33:22	はい。
0:33:23	原子燃料工業の上出でございます。
0:33:27	やはり1年産状等はこれ一つだけでして、69ページの絵はですねちょっとこれ矢印がなくてちょっとわかりにくい記載になってございましたし、大変失礼いたしました。
0:33:41	原子燃料工業フジワラです。
0:33:45	今この1-3のですね貯蔵等での容器の積み方についての指示だったと思うんですけど、
0:33:56	今回この1-3の貯蔵棟自体がですね対象になっていないので、それどこまで記載するかというところがあるんですけど、
0:34:06	はい、あくまでも今回1-3のうちと同等に入れますI型の活動を一对一加工棟から撤去するので活動減らしますという申請でございますがちょっとその1-3のですね貯蔵等の
0:34:24	置き方についてまでちょっと書くところがないかと思っております。以上です。中の1に何か簡単に書けないかなと思う話だったんですけども、口頭でもいいんですけど、88イトウ例えば算段10とかですねこれ平面で全部88余裕並べていき方分かれる。
0:34:45	はい。
0:34:46	ですね、4個のドラム缶をですねドラム缶は伊方ですねこれを一つにして2段積みになりますけどこれで8校で

0:34:58	資料 1 のですね束になってやっぱ知らせ 8 項ここ人束にしてそれを 11 項って いう形だなあというか、
0:35:07	中のうちの
0:35:10	入れていただくかどうかそちらにお任せしますが、8080 数字がこれ最大と書いて 書いてあるんですけども、評価のほうに書いてあるんですが、そこがちょっと わからなかったもんですから、コメントさせていただきます。
0:35:26	ちょっといい。
0:35:28	原子力規制庁の永井です。もう入口でボタンの掛け違いとか我々の理解とフ ジワラさんの説明は全く違うものになってます。もう一度確認します。まず 4 ペ ージ見てください。平成 14 ページ。
0:35:44	今回何を申請するんですか。皆さん。
0:35:49	被告と審査するんですか、撤去だけを申請したいんですか。
0:35:53	それとも、この容器全体で先行のない方針がそのままの適合確認を申請しよ うとしてるんですか、それはどちらですか。
0:36:07	原子燃料工業の活用でございます。4 ページのですねこの後、対象のもので すが、
0:36:16	120 行ですねこれいかに番号 5300 ですが、こちらは変更ないということで
0:36:22	適応性のみということと、それプラス、5066 というのは、これは一部撤去という ことで、結局するものと、
0:36:32	ということで申請書としてこのでございます。はい。規制庁ナガイです。ですか ら、
0:36:40	撤去だけが申請たらもうまず 5003 番は書かないでください。
0:36:46	で申請するって、適合確認を受けるのであれば、その容器の
0:36:52	オカダている、当然、核燃料を保管し貯蔵してるわけですから、位置構造強 度、それから臨界方は遮へいそれから溢水すべての安全機能について、必ず 記載してくださいって。
0:37:09	今回の申請で、その 1 とか 1-3 の共同施設が申請じゃないので、書けない のであれば、次回以降、この建物で防護する、5 建物で担保すると。
0:37:25	次回以降の設計であるということで、いわゆる取り合いですね、明確にしてくだ さい。
0:37:32	ということです。最初にお伝えしたが、まさに想定 10 て幾つ、何を今回申請し てるのかっていうのが、まず入口間一貫してないですよ。じいちゃん全部だと言 ってるのに、中身入っていくと分析しか説明がなかったりするので、
0:37:50	ありがたいこれがないっていうようになるんです。
0:37:53	ですからまず 4 ページ。

0:37:55	何を幾つ申請するのかっていうのを明確にした上で申請対象のものについては、その技術基準で求められる適合性をすべて仕様表に関係申請すると、今回まだ、
0:38:11	工事が終わってないものは、次回以降、そこは次回以降ですという説明をしてくださいって、そうすると、設計の売り上げが沢山になってしまうので、できるだけパッケージものと、その中にある設備機器は一緒のタイミングもしくは
0:38:29	建物を成功させることによって、そういう取り合いの管理を複雑化しなくて済むようになる方向をぜひ検討していただきたいと思います。今回ははずがまだ少ないので対応できますけど、今後の
0:38:46	100部出役もあるような申請がこんな形で出てきたら1年経っても、審査できませんので、できない場合やらなきゃいけないんですが、皆さんのほうの適合性説明が前静的な機器がいいですけど加力であるとか、
0:39:05	そういうのも検出器だけ出てきて、動作する弁とかは次回ですとかをやっていると、もうひっ高めになって思うんですが、いかがでしょう。どのように考えているかっていうのがまずちょっとフジワラさんのほうから説明していただきたい。
0:39:29	ですね、今の御指摘なんですけど、現状、今回減らすということで、
0:39:37	残りが幾つということで、こういう形ですね、残る部分を記載させていただいた次第ですね、本来であればですね、13貯蔵棟覗きにのですね申請の時に任せていただく内容かと思っております。
0:39:55	ただ減らしたものがですね、どんなものかということでですね、記載をさせていただいたところでございます。
0:40:03	はい、原子力規制庁以下の場合ですよ。ですから、参考に書くものをまず申請書に書かれると、我々はその適合性を全部確認していくから今見たのイケナガからお伝えしたような疑問が次から次へとは言ってくるんです。
0:40:20	で、管理番号だって5005003番と5066万皆さん分けてるんですよ。だから今回の申請なり一部撤去だけならば、
0:40:31	残りの5003万は次回以降に申請と一言入口で書いといてもらえば、この中で適合確認の申請をしてないんだから、余計なことは、申請する必要はないし、こちらの審査出資ないしコメントもないんです。
0:40:49	それからよく申請のやり方を社内のほうで潤滑指定するのは駄目だとは言わない、これ以上認められてますけれども、必ず取り合いであるとか、こういう管理そのために管理が出るわけですから、
0:41:05	まずはもう入口の4ページ5ページ目でしっかりと申請をする使用する設備の名称、許可の対応。
0:41:15	それから設置場所等ですね、明確にした上で、

0:41:19	本文の記載してその適合性を説明するようにしてください。
0:41:34	表記しました。
0:41:37	規制庁のイケナガですけども、次はですね、申請書 45 ページ目の溢水のこうなんですけども。
0:41:46	ここは何も記載がないんですけども、委員カーすべき項目が本当に何ですかという、そういう質問なんで。
0:41:57	申請書の 508 ページ技術基準の説明のところもですね第 1 加工棟にはに水源がない等、ちょっと書かれてるだけなんですけども。
0:42:07	イトウそれだけでよろしいかということなんですけども、いかがでしょう。
0:42:27	はい。
0:42:29	原子燃料工業フジワラです。
0:42:33	もっともつとですねこの I 3 貯蔵棟しだし次億ここ自体はですね。
0:42:42	いや、
0:42:47	といったすみません一体型ですねこれ多く、
0:42:51	場所ですね、これ自体が溢水の恐れのない実績のないところでございますので、／としております。
0:43:00	以上です。
0:43:03	原子力規制庁の永井です。44 ページの使用状況を見ると、設置場所は 13 貯蔵棟と第 2 加工棟の [REDACTED] で使うという約束食うですね、それは許可を踏まえたと思いますけれども、
0:43:22	今回引火を受けようとするこの預金を設置している位置、
0:43:27	1 点は逸散だけではありませんで認可を受けるためじゃそれを使おうとする場所すべてを対象にご回答お願いします。
0:43:40	失礼いたしました。第 2 加工棟内もですね一部詰め替え届くんですが、あそのこのエリアは自体は、溢水の影響のないところございましたので、そのように記載してますけど明確にいたします。規制庁ナガイです。
0:43:56	昨日今回削除する削除してから排気する撤去する容器だけを申請するのであれば、もうこういう議論は、実はこれだけではないんですが、溢水だけじゃないし、火災防護そうだし、いろんな面で、
0:44:12	我々は一生懸命見てコメントしてるんですけど、最初に確認した通り撤去だけの申請であれば、もうそういうのは次回以降にしてください。次回以降に、この 1-3 の貯蔵等のどこにどうやっておいて、
0:44:29	安全性に求められるすべての安全機能をどうやって確保しているのかっていうのを主要行に書いて申請してください。それはどこのやつ 120 戸自体がね。

0:44:41	25分として、管理番号は補1000飛んで33番飛び飛び三番の申請はもう今回ですね。そうすると、この部屋のレイアウトとか最初イケナガ確認した通り、
0:44:56	全く対応してないし、ずれもなければどうやって使うとか、全く関係ないので、
0:45:02	もうこれ大きくこの申請書をまた1から見直さなくちゃいけなくなりますので、最初に説明があった通り、昨日の撤去するのが目的であれば、もうこの位置変更なしの適合確認の申請は次回以降にしてください。
0:45:24	掃気原子燃料工業フジワラで承知いたしました。
0:45:30	それではイケナガですが、続きまして規制庁のページ45ページの火災のところなんですけども。
0:45:40	主要な構造材をどのように定義しているのかというのをまず確認したいんですが、規制庁の永井です。もう提供だけですから、この要件については、適合確認はしませんので、すべて
0:45:56	設計するにあたって、何かの火が固定されているのであれば汚染炉注透水とか、そういう観点で記載を使用表を見るまでも点検については、なかなか出てくると思いますので、
0:46:13	この融資を表示に修正してください。
0:46:20	この項目は、
0:46:23	欲しいという工業のカキノキ術。
0:46:27	どこの部分でご指摘の件承知しました。
0:46:33	ここで言いたかったことと議会とか、なんかに役立てるかということで聞いていたただきたいんですけども、この使用主要な構造材テーマ不燃材とかですね残念だということをしっかりと何をもって主要な構造材というのを明確にもらって、
0:46:50	不燃材なのか難燃一体なのかというのを考えていきたいっていただきたいということです。
0:46:58	じゃ次ですけども、シェア、どうぞ。
0:47:03	原子燃料工業のカキノキを有する主要な構造部の定義ですねこちら側の意識した上で次回対応させていただきます。よろしくお願いします。
0:47:15	引き続きまして規制庁イケナガですが申請書の45ページとか48ページの安全機能を有する施設の項目でですね。
0:47:26	設計基準事項という言葉が書かれてるんで、これは要求事項であるから書かれてるかもわかりませんが。
0:47:35	ちょっとわかんないのページ511ページ目にですね。
0:47:41	設計基準事項。

0:47:43	こう挙げて 4000 設計基準事故についても、根っこは、これは容器についての仕様ですので、次回以降きちっと説明してください。以上です。
0:47:56	なおという。
0:47:58	私のコメントをここでやめます。
0:48:01	イケナガ以上です。
0:48:06	全くにおいて何かありますか。
0:48:12	新明和工業カキノキケース、これ
0:48:16	ありません。
0:50:35	それでは再開します。
0:50:38	φ意義はAdd防壁のNo.1 についての時活字ですので、使用状況ですと 211 ページ。
0:50:53	すみません、約 12 ページ下段、
0:50:58	ホームページからですね、このほうがいいというのは、評価の段階では、もともと防護伊地知なっていたものを一体化して、真ん中に扉をしているという。
0:51:14	工場に変更しているということは
0:51:18	申請書の説明の中で、
0:51:21	記載がありましたので、下で、まずね 1 構造。
0:51:27	そういうことなんです、今年度ですね、これファンの 1-2、約 39 ページ。
0:51:38	で、
0:51:40	ここはですね、防壁No.1 の平面図、立面図断面図ということで、基本的な全体の概要を掴むことができる発言が記載されてますので、この中で、主要寸法として、
0:51:58	真ん中にですね、扉があるんですけども、ボイラーのあったですね。
0:52:07	ただ、記載されていませんので、これはいろんな安全連携を確認する上で、必要になっていきますので、必ず図面の中には記載するようにしてください。それからこの分類で、
0:52:24	説明しますと、この後ですね、事実確認しますけれども、この扉はですね動くようになってるようなんですけれども、それに対して、地震であるとか、地震荷重であるとか竜巻の風、
0:52:40	をどういうふうに、同号へタイトル設計にしているのかという観点から、後程ですね、計算書であるとか、
0:52:53	設計のほうで必要となる主要な構造材
0:52:58	については、この図面の中にとやわらないですがわかるよう本文中に記載するようお願いいたします。
0:53:05	ということで使用に

0:53:09	戻って、
0:53:12	続きをしたいと思います。
0:53:16	続きなんですけれども、
0:53:22	イズ目以降で遮への観点で、図面の 126 ページですね、これアクサの情報もあるので厚さ具体的に、すみませんけれども今の学生、
0:53:36	いや、一般のページの図とあわせて行っていただきたいんですけど、ここで報告貿易のNo.1 と 2 があったが、
0:53:48	■■■■ が両側に記載されていますけれども、これは社名情報でした。アクセスからいろんなずれていくと、何か実際の厚さとは、
0:54:03	違うようになってます。ただ本当にそれそういうふうだったのかっていうのは、ちょっと念のため確認をしたいと思います。それから溶岩類に ■■■■ って書いてある意味がちょっとよくわからなくて、
0:54:18	今一体化してナンバー1 にしてるんですが、業法に開催します。それで、もし両側に価格であれば真ん中のフロー図エラーの遮へいで購入した二つというのは、波なのかっていうのがよくわかりませんが想像すればわかるんですけども、
0:54:37	どういう意図でここ回避のかっていうのを御説明
0:54:51	原燃エワラタニでございます。扉のですね手法に関しまして先ほどへと 236 ページ並立弾ということなんですけれども、我々こちらはですねコンクリート部材のほうを期待的に御説明させていただいたことで、
0:55:07	設置している図面でございます、後のですね、240 ページですね。
0:55:15	ここにはコンクリート充填扉をする詳細ということで、上から見たところですね、総務毀損ということで書かせていただいておりますけれども、これがこちらのアツギということで記載をさせていただいております。
0:55:32	原子力規制庁の永井です。今の点は承知しました。わかりました。
0:55:39	引き続きまして先ほどご指摘の 126 の図ですね。
0:55:46	これをちょっと 2 ヶ所にですね参加の数値を書いておりますが、基本的には
0:55:52	扉を考慮したですね、
0:55:56	一番ミニマムの値でございます、ちょっと生かす離隔必要なかったもので、必要に応じて削除いたします。
0:56:05	以上です。
0:56:06	現状において、
0:56:08	原子力規制庁の永井です。決算はいいんですけども、要は、今共同扉と壁が今まで壁がもともと二つに分かれていたと一体化しているので、

0:56:22	その距離の計算上に使ったあつたと、それから、扉はパークが別になってますから、扉としての遮へいで期待するもの、そこは役員わかるように、
0:56:37	てください。結果として同じ寸法であったとしても、壁と扉はももとの代々木する等が違いますので、分けた上で、
0:56:49	明確にしてください。
0:57:06	はい。
0:57:14	原子燃料工業のカキノキ率0こちらですね、構造上えと引当から壁、扉壁という順番になってますので、教育の密度までですねこの
0:57:27	先生
0:57:29	設計確認値がありますので書き分けるようにいたします。
0:57:36	それからですね原子力規制庁ナガイです。
0:57:40	引き続きまして、この扉の部分の監視員強度と竜巻強度なんです、これは見てますと、
0:57:52	波動式ということもあって、地震力が自分が発生したときに、
0:58:02	どういうふうに入る設計となっているのかっていうのが、
0:58:09	よくわからないんですけども、御説明していただけますか。どんな地震で想定して、どういうふうに対処設計しているのか。
0:58:28	実は、
0:58:33	少々お待ちください。
0:59:07	現世の工業ワラタニでございます。許可のときはですね、先ほどありましたように遮へい壁を引きで販売する場合ということで、普通の壁ということに考えてたんですけども、節項においてですね一つの確認いたしますという
0:59:25	もともと扉の前には何も障害物障壁ですね、すいません、第1加工棟の扉の前には、壁が二つの隙間があいているという状況を想定しておりましたけれども、このコンクリートの充填扉ですが、これは
0:59:43	さらなる安全性ということで今回追加で設置しております。地震等の評価はしているんですけども、
0:59:52	まずF3でトラックが飛んできたというときに第1加工棟守るために設置する設計と壁の分ですね開口面積も扉のほうが大きいので、青トラックと一緒に第1加工棟代わり倒れこむということはないということで、
1:00:10	現状ではですねそういう評価の扉自体の評価に関しましては大変ですとか竜巻のところにはちょっと記載はしてないような状況でございます。以上です。
1:00:23	原子力規制庁の永井です。

1:00:26	ですから、まずこの扉をどういう取り扱いするかという入口が見えているという人がわからないんですが、今回扉を設置するというので、先ほど確認したように遮への期待はして、
1:00:42	安全機能を有する施設に、そして強化から個別の詳細設計において株一体化して安全機能を有する施設したわけですから、
1:00:58	それは当然設計基準事故時に設計基準である地震力に耐える設計マターだ設計の仕方は扉ですからいろいろあると思いますけど、評価の仕方はあると思いますけれども、少なくとも、
1:01:14	やはり1次の第1第1、
1:01:20	一連の設備であるということであれば、第1位、それだけの地震に力に対して設計にしているという説明は必要になりますので、念のためにつけるもの。
1:01:36	そういうふうに理解していないんですが、
1:01:40	そういうことですので、事例の進捗に堆積しているということについては、補正のほうで説明してください。ただどういうふうな地震力を想定するかというのはいろいろな専門的な知見を有するかもしれませんので、
1:01:57	今日のこの中で議論をしてもあれなので、まずはギヤさんのほうで今御説明あった内容を政治適切って、
1:02:08	説明をする予定です。
1:02:12	kL効果ワラタニでございます設計の方はございますので補正に適切に追記させていただきますと思います。以上でございます。
1:02:21	はい、原子力規制庁の永井です。で、同じように、これは今竜巻の目的で対策立場金融左図Ⅱを肖像下を
1:02:37	飛来物から防護するという表現ですけれども、ここの部分の
1:02:46	フォーミラですねミラーについて、風荷重の
1:02:54	評価がやはり記載がないんですけれども、どういう風前F1、それからF3での竜巻T
1:03:04	イノウエを赤字出して増に設計しているのかという疑いがないので、それについても同様に記載して、
1:03:16	厳正炉工業ワラタニでございます竜巻に対するはい耐力ということで評価も一緒に合わせて
1:03:25	補正で記載させていただきますと思います。
1:03:33	というのは、
1:03:36	それから、同じく総合駅ですけれども、
1:03:43	まず信用Z283 ページに戻っていただいて、

1:03:56	で、この中の外部からの衝撃による損傷の防止のですね、森林火災、外部火災のところは、
1:04:05	一般になってます。
1:04:08	d番になった上で、両(9)がついていて、
1:04:14	9は次のページ、114ページにありますけれども、ここには防壁No.1は第一加工棟に隣接しており、第1加工棟に関する評価に包含できると。
1:04:31	書いてある。
1:04:32	この言っている意味がまだよくわかりませんで、要はこの防壁は
1:04:45	達成とこれは外部火災に対する防護対象になっているのかなっていないのかっていうことをまず確認したいんですけど、これはどちらでしょうか。
1:05:21	まちくださいや原子燃料工業カキノキでございます。あとこちらで批判の貿易No.1はの核原料物質を
1:05:30	持ってるものでないのですねちょっと外部火災対象ではなかったということで、
1:05:36	以上です。
1:05:38	原子力施設の場合です。まずそうなんですね入口からなんですけども。そうするとですね。
1:05:49	これで、確かにどう溶液の中に核燃料が閉じ込められているということはありませんけれども、遮へい機能も期待しておりますし、当然開閉キーで斜面ができていけば、遮へい機能はないけど、ここは、
1:06:06	再計算もしっかりと考慮されている壁になってますので、そのときに、この構内で火災が確認があっちこちにあるわけですが、そういう一つの課が、
1:06:23	なんていうか、危険距離とか、危険限界距離の中にないんであれば、ない。
1:06:28	それでまあ入口からすれば、防護対象か対象外かっていうところがあって、対象になるんであれば、まず防護を火災からの協議であるとか、あとは、壁の使用時として防護対象
1:06:45	岡部がいろんな火災から防護できるということの説明が必要になってきますので、もう一度よくですね、まずは防護対象施設として、我々としては5対象施設と、
1:07:01	なるべくなすべきと考えてるわけですけども、今面談でお伝えしています。答えを求めるといふ。
1:07:11	もう少なくともこの申請書を見る限りでは、防護対象とした上で評価は第1加工棟に含めると書いているんですが、もしそういうことであれば、まずは申請書のほうの職員の方の

1:07:29	森林火災と外部火災のところには、建物の外壁と同じようにですね、外部火災に対して単一設計としているというような入口を書いた上で、添付の説明書は、
1:07:44	この外壁よりも十分強度を持つ方へ抱え荷重に対して、共同目途がもう明らかなので、
1:07:55	ほかは省略できるとか、距離が遠いって、
1:08:00	第1加工棟の評価に包含できるというふうなわかるんですけども、そういう形ですね、ちょっと田舎になりますますがまず報告対象になるかならないかでよく社内で検討した上で、
1:08:17	明確にさせていただくと思うんですね、液を対象になると我々は考えてますけれども、
1:08:25	ただ場合には、その適合性をきちんと
1:08:35	原子燃料工業かけてございます。ご指摘の件承知しました。
1:08:48	ちょっと参考までに、今の根拠ですけど、図面ですね、129ページから130ページ。
1:09:15	ここですね、いろいろ図面が、今回、
1:09:19	追加されておりますので、あんまり具体的に話してませんが、皆さんお手元に資料があると思いますけれども、
1:09:30	各これ飛躍
1:09:34	129ページの図全員の1-56に火災原因となる場所と、それからK距離と危険限界距離が示されていますのでこれはこれでいいんですけども、一方で、
1:09:52	そのほか再現に対して今言った壁は当然この中には示すの者社平均
1:10:00	僕は認識は記載されておりませんし、この第一位加工棟の絵はあるんですけども、実際にそれぞれの火災電から何mぐらい判断メートル。
1:10:15	離れているのかという情報も
1:10:21	この図、それから、13311、
1:10:24	32ページ、すべてこの本文中には位置関係があるからでは読み取れない状況になっていますので、結論として、危険限界距離とか、点検不備を
1:10:42	以上あればいいということで認可の申請はしていただければ結構ですけれども、
1:10:50	これ、この防護対象設備までの距離が実際に何mなのかということはある位置関係は分かるようなことにご確認ください。これは第1加工棟についても同じで、その上で、
1:11:04	これだけ離れていれば、大丈夫ですという説明を添付の中でしていただいて、県よりもあるし、大変いいたいか廃絶その他の幾つかのパラメーターで、

1:11:20	説明が必要な場合はそういう形で、それぞれの求められる。それとか火災荷重に対して、この壁なり建物
1:11:31	何か持っている代表の要素で、
1:11:36	旭川つけかえますという説明をするような構成があつて、
1:11:42	していただければ。
1:11:46	それで、あわせて検討。
1:12:04	まず、
1:12:05	原子燃料工業の活用でございます。
1:12:08	実際のその爆発限界のキュリー数字はですね、計算書のほうにはですねと記載してあったんですけども、
1:12:17	ちょっと
1:12:20	いう説明費用表の別表か何か今その辺が
1:12:25	わかりやすくなるようにちょっと記載を検討いたします。
1:12:30	はい、原子力規制庁の永井です。併せて検討するように、
1:12:45	はい。
1:12:46	原子炉の工業フジワラです。ちょっと1点御確認させていただきたいんですが、
1:12:52	もともとですね外部火災の対象っていうのがですね事業許可の審査の時からと核燃料物質を収納している建物ということで、対象で評価してきておりますので、
1:13:06	あと構築物ですね、この辺も設工認のほうでは見ていくということでよろしいでしょうか。はい、原子力規制庁ない。
1:13:16	だから見る必要があるかないかた二段階といたした事実が審査対象にならないのであれば対象にならない理由を、添付の説明書にきちんと書いてください。
1:13:30	求められるんで、結果としてですね、本当に火災が起きて、それが、
1:13:41	なんていうか、ドイ壊れることはないと思いますけど、何か壊れたときに何が起こるのかというのもよく考えた上で、まずは皆さんの申請をする重視くださいって。
1:13:56	許可を踏まえたものということですから、分野するに何か壊れて隔年ように影響するというのはないというのは承知してるんですけども、3回以上は結構あれですね、32今これは一類の貿易ですけど。
1:14:13	3類の建物のほうに何か政府機関及ぼすようなことがないということであれば、そういう説明もあるかもしれません。

1:14:25	よく考えていただいて、サインまずは申請範囲を決めたっていうところが非常に なっておりますけれども、
1:14:35	要するようになさってください。
1:14:37	対象にならないというふうになれば、先ほどのように横棒のままでもいいケー スもありますけれども、その場合は、
1:14:48	その理由をちゃんと発生ということで、
1:14:51	皆さんの
1:14:53	いずれにしてもですね、核燃料施設を所有しているのは事業者ですから、事 業者がどういう考えで設計して許可を取って保管施設工事をして、想定される 各種。
1:15:10	風である。そうだし、しそうだし、火災そうですね多分火災等ですけども、対 してどういう向上して設計しているのかということをよく踏まえて、申請してい ただく。
1:15:34	原子燃料工業顧客で検証しました。
1:15:43	どうぞ。
1:15:46	それからもう一つですね、施設長ナガイです。213 ページの周辺わかりますけ れども、
1:16:07	それからですね、ここを 213 ページの使用料の賦課本設の一つの評価な指示 等の防止の設計基準で給水停止ということで、
1:16:21	工事にあたってののです。
1:16:23	工事の計画に関する
1:16:28	事項が使用表示期待されておりますけれども、ここはですね、平成のさっきの ちょっと更新言い残して記載しましたけど、
1:16:38	いわゆる設備に対して求められる安全機能を記載するようになさって、工事の計画についてはですね、記載の内容も含めてですね。
1:16:54	工事の経過措置の計画として本文中違う場所ありますので、必要があればそ こにかかった記載内容予定。
1:17:06	やっってくださいって、特に評価で求められている程度の負債で結構かと。
1:17:17	アクセスする予定して、
1:17:21	防護についてKY錠
1:17:27	環境線量工業科研費でございます。
1:17:30	この方針 2 のところで計上しました。
1:17:35	規制庁ナガイですね、ここに記載の内容っていうのは、申請書の中の 3 ヶ所 か 4 ヶ所ぐらいまだ僕は緩やかに書いてありますのでよく指摘を受けたところ だけでなく、関連するすべての下にありますので、

1:17:52	よく全体を見て確認する。
1:17:58	引き続きまして 5tの
1:18:04	イトウ
1:18:06	ここに引きの対比関係。
1:18:09	になりますけれども、第 1 加工。
1:18:14	耐震関係の一角になります。
1:18:23	はい。これは
1:18:26	まずですね、それをどうするだけお伝えしますので、第 1 加工層の 20 ページの
1:18:36	資料は 2 ですが、
1:18:40	第一パン、
1:18:43	はい。
1:18:45	451 ページ。
1:18:49	僥倖するかもしれませんが一番お伝えしておきます。
1:18:54	そうですね。
1:18:58	先ほどタナベからお伝えした図と重複するんですけど、
1:19:04	加工施設Ⅱ 大事確保する設備の地盤についてのがないということで、これ
1:19:13	東から
1:19:15	上げてで記載するようにしてくださいって、ある意味第 1 層の記載の必要ない場合はそういう期待ないということを設定したり、
1:19:29	いや、
1:19:31	お願いします。だからこの地盤については、すべての安全機能を有する施設に対する要求事項になってますので、直接地盤に設置していないような
1:19:43	では、こういう達成できる
1:19:47	すると、
1:19:49	適切な記載があると。
1:19:51	で、
1:19:53	特に油価といいますかね地盤に直接接するような結果については記載のあるなります。
1:20:05	それが、
1:20:07	記載の内容を
1:20:09	提示してきたということです。
1:20:13	それから 473Iとために規制庁払うって今追加に第 1 加工方法の地盤のところ
1:20:22	が、 20 ページと 21 ページ、あと 20 ページ学校じゃ今後発生。

1:20:30	最初に第 1 加工棟については、っこ人口及び的中操
1:20:37	未取させる設計というふうに
1:20:40	いや、
1:20:41	最後に私一番外側のコンクリートで規定をまた表層職の人口多いだって、熱 郭そうではそうですね、いうふうに書いてあってちょっと若干、
1:20:54	本についての機械が言うに限ってきている。
1:20:59	記載が違うので、これはどちらかに合わせて、新しいポイント低下していただ いたほうがいい。
1:21:06	では、答えよう合併
1:21:14	キング工業のカキノキでございます。こちらどのコンクリートの資料のですが
1:21:20	OWTF取れるように修正いたします。
1:21:23	はい。お願いいたします。
1:21:28	はい、原子力規制庁ナガイ。
1:21:32	続きまして、
1:21:35	455 ページ。
1:21:42	大なりますが、これも 1 例です。450 ページの
1:21:48	からですね。
1:21:50	はい。
1:21:51	どうぞ。
1:21:54	これはタイトルか表 2-1-3-1 で各第 1 加工棟の各部位が有する安全機能 ということで、添付の書類なんですけれども、これは各建物もういやね。
1:22:12	求められる安全機能を当然全体を俯瞰してですね、非常に有用な資料になっ てますので、これを今、我々のほうでも見ているんですけれども、
1:22:26	その中で、
1:22:29	例えばですね、一番 450 ページの一番上の業務で、
1:22:38	外壁 01 というところの、ずっと横見ていくと、第 6 条の耐震のところですね、 管理指針の一次設計で 70 万なってるんですが、2 次設計では、
1:22:54	20 万なんてこれ一、二十万 25 年度医業今と同じ 20 までは耐震化の耐震性 確保の機能を有する不実風なんです、1 次設計では、
1:23:10	丸印のでもたBC境界は実施していないか、建物全体が弾性によって、
1:23:17	ただ、
1:23:19	設計で考慮する。
1:23:21	ただその杭間かしの安全機能
1:23:24	できれば類似した。
1:23:26	が、

1:23:28	正しい評価を実施。
1:23:31	内がっていうのはうた 1 設計の安心要素になっていないということで評価しているのか。
1:23:44	ですね、それから評価を実施しない。
1:23:47	或いは技術基準の 6 条の要求事項を満足しているのかという我々のほうで説明が点が、
1:23:57	残ってます。
1:23:59	それとずっと見ていくと 100 日設計が 20 までに
1:24:04	なってる壁もあるんですけど、それとの違いを
1:24:09	ちょっと今、例えば 413 ページの
1:24:13	昨日 14 は非常になってる。
1:24:18	それぞれの違いがですね、どうもよくわからないということで、これはですね。
1:24:26	説明を
1:24:28	をするようにしてください。
1:24:32	で、
1:24:33	それから 20 設計についてですが、ここで横棒になっている部分の要請多分要求求められる設計は、
1:24:43	名られていないと。
1:24:47	閉科 0。
1:24:50	こういう水平耐力に見込んで、
1:24:54	ナガイのかと。
1:24:56	いやいや、今もちょっと残りが幾つかありますので、
1:25:03	20 ページ、20 万となっている壁の違いですね、これもあわせて説明を始め、
1:25:12	その場所と同じようなので続けてしまいますが、
1:25:16	460
1:25:19	ページ。
1:25:21	ここで遮へい監査考え。
1:25:27	ちょっと質問が三つぐらいなんでちょっといろいろ入っているわけですか。はいどうぞのほうはややどうぞ。
1:25:37	Vessel 工業ワラタニございます先ほどですねその退避についてニーズ⑩番のところは確かにちょっと御説明切りますか、説明足りないなと思ってございます。基本的に 1 次設計はですね第 1 回構造鉄骨造部分等ある鉄筋コンクリート造部分もございまして、
1:25:55	エコス像の部分は鉄骨だけでしっかり時に耐えることができるということを確認してございまして、その場合の最外面のフレーム鉄骨フレームはですね、外壁

	はあくまでも重量として抱えていて、外壁の重さが地震力にしかなくて耐震性を担保させてないという評価をしています。
1:26:15	一方ですねに設計といいますと建物が大きく変形してですね倒壊するまでというところを評価しますが、交通しかないうフレーム比較的変形量が大きいんですけども、外壁がしっかり取りついてるフレームはですね、まずコンクリートがせん断破壊しないことには、コンクリートの鉄骨の変形が
1:26:35	今ならないと、結局鉄骨が保有耐力を発揮するまでに、まず、コンクリートのせん断破壊が起こるであろうというところでございますので、基本的にですね 1次設計がマルになっていて 20 隻だけが二重丸になっているのは、
1:26:51	代引きそのものですね、大壁面の鉄骨フレームではなくて、外壁そのものがそういう扱いになってございます。
1:27:00	さっきそれが 14 のほうですねこちらは鉄筋コンクリート造のもので、柱も確認を全部モデル化して 1 前提に設計そのものにモデル化して評価してございますので、両方に二重丸がついていると。
1:27:16	そういう整備でございますので、もう一つ下の表の下にでもですね、詳しく御説明の文章を入れさせていただきたいと思います。以上です。原子力規制庁ナガイですよ。今の御説明で私のほうもいただいて、
1:27:33	ましたけれども、今の説明していただいた内容でアップルさんでした。
1:27:39	だから、全部経産省、
1:27:43	いない建物については、一つ目まで続いていないので、求めることはないんですけど、実際生じ積極的であれば、ちょっと説明を来丸印の意味を
1:27:59	ちょっと補足していただければと、我々の理解も進みますので、ここの添付説明書ですので、
1:28:08	説明を加えていただければという。
1:28:13	正しい記載されているか。
1:28:23	平成 15 秒ワラタニでございます。承知いたしました。
1:28:28	引き続きまして、安全機能一覧の表になりますけど 461 ページね。
1:28:39	遮へい機能、
1:28:41	何倍No.3、
1:28:44	ですけどなりますが、
1:28:50	要は、
1:28:52	ここのですね、
1:28:56	はい。
1:28:59	時の 8 条の竜巻の
1:29:03	F3 の取り扱いが、

1:29:07	もう申請書のほうでは、
1:29:09	左普通による冠水評価は行って、報告評価を行っているの
1:29:17	ですけれども、バーになっているというのがちょっと何故かっていうと、
1:29:25	わかりません。
1:29:26	それから防波壁のNo.1Gね。
1:29:30	の扉のところですけども、ここの独立適用ができているが、先ほど来、
1:29:41	事実確認した内容も踏まえて、この 70 万該当する安全機能に対して配置 10 万。
1:29:51	でいいのか。
1:29:53	今のときにFXスタッフが
1:29:57	そういうものは、
1:30:01	で、
1:30:02	よく整理して、
1:30:05	した上で整理。
1:30:07	はい。
1:30:17	現勢力工業ワラタニでございます。承知いたしましたの遮へい壁 1 ですね、M 1 の竜巻のときは、第 1 加工棟の外壁で竜巻荷重止めてしまいますんで、 ■ ■にある遮へい壁並みのそもそもの遮へいというのがされますということ で、
1:30:36	丸尾様でございますF3 竜巻のときはですね第 1 加工棟配付さに耐えかねますので、
1:30:44	その時にですね飛来物等の侵入したときはですね、確実に遮へい能力ですね、F3 の竜巻の中でも、従来の遮へいできるという設計にはなってございませんので、斜線を入れているということでございます。
1:30:59	以上です。
1:31:05	すみません、あと、
1:31:07	後半ちょっと今できていない、もう一度説明お願いします。
1:31:15	はい。
1:31:16	はい。
1:31:17	Uen 買うワラタニでございます遮へい壁No.1 ですね、これが 80F3 竜巻の影響って直接的に竜巻 1 ですね、竜巻に対する安全機能そのものではないんです。
1:31:35	Nm3 の風荷重が増えた場合、その竜巻が来た場合ですね第 1 加工棟そのものが、で耐えられませんが、その状態の中で飛来物等々ですね飛んできたときに、従前言った通常時のような遮へい能力を

1:31:52	維持してるのであれば丸とかきたいところなんですけれども、F最大総務生産者へそのままやってごさいませんので、この予算のときは、遮へい壁も応力がなくなるものとみなして、/日でごさいます。以上です。
1:32:09	どうも聞いているということがあるけど、遮へいがどういった
1:32:15	日軽いですか。
1:32:19	そうですか。ちょっとすみません、我々もちょっともう一度強ですね、ここの審査した担当支社のですから、規制庁だけですけど、ここのところへF3 竜巻のときに、
1:32:35	内部の答えは比率っていうか、守るために、この遮へい平気で
1:32:43	報告と同じようなグラフに入射でしたっけ、そちらの飛来物をから守るという位置付けというふうに理解してるんですけれども、それで別途飛来物の評価を添付のほうである評価書をつけてやってるという理解なんですけれども、
1:33:02	そういうことではないでしょうか。
1:33:07	原型炉ワラタニでごさいますM3の飛来物をですね貫通法定厚さを持ってごさいますので貫通止めると思うんですけれども、そのNさんのトラックとかで肝臓止めたと、今までどうな自由に遮へい能力を維持できるかという観点で丸が出ないという整備なんですけれども、
1:33:27	基本丸があるのですねその事象が起こってる最中でやっても従前の安全機能が維持できているものに丸を打つという、整備でごさいますので、°F3で、飛来物だトラックがどんどん来て遮へい確認を使っている、
1:33:42	従前の遮へい体として自立がちゃんとできてますかというところでは、丸が受けられないという整理なんですけれども、
1:33:50	三つでごさいます。
1:33:52	考え方は違うんや。
1:33:58	原子力規制庁の永井です。今の御説明でちょっと我々の考え方。
1:34:05	それから技術基準の要求事項と、
1:34:09	基本的に違うんですけれども、
1:34:12	下げたときは遮へいとして当然評価に求められて評価で、
1:34:19	期待する壁として、
1:34:21	評価するわけなんですけれども、ですからそういう安全機能を持った壁はNEC何らかの方法や防護体制、
1:34:31	市長設備になると同時に防災対策の
1:34:36	設備になってるわけですから、この考えそのものにF3の荷重、風も小出し飛来物とも本できたときに、この荷重に対してどういうふうに入る設計しているのかっていう

1:34:54	観点で求められる安全機能の適合不適合ということで、
1:34:59	適合箇所、
1:35:01	ねだりには載っていただかないとなんか
1:35:08	重畳っていうかね、
1:35:12	考え方の整理がちょっと必要かなという
1:35:16	はい。
1:35:21	異性公共ワラタニでございます 449 ページにですね移住丸々の凡例示してござ いますけれども、こちら竜巻F3 ですね、現在のところの 110-2 はAとF3 竜巻 が発生しても、
1:35:37	当該部位に 9000 従来から期待している安全機能二重丸の部分。
1:35:43	それが維持できると思われる場合はあるという外浜平均自体がですねちょっと 今わかったんですけども、ちょっと整理の仕方が悪いということで凡例ととも にですね、あるの仕方を考え直ささせていただきたいと思います。
1:36:02	はい、原子力規制庁ナガイまずはそうこれは非常によく考えて書かないと、や はりけれども、それぞれのその対象となると良いいい。
1:36:18	対して、想定される荷重ですね一つ一つあの地震であるとか竜巻荷重行き帰 り火災荷重、それから、いろんな荷重があるわけですが、それに対して、
1:36:32	求められる家事安全機能がね。入る設計基準として、
1:36:43	労災のように設計しているかっていうのは解消するんであれば、基本的には 二重丸をして
1:36:51	した上で計算。
1:36:54	地震竜巻については閉鎖等ですね、
1:36:58	説明していただくという考え方で整理していただいて、
1:37:07	原燃エワラタニです。承知いたしました。
1:37:15	はい。
1:37:16	もう一つですね、
1:37:20	もう 1 点ですので、一応先ほど最初に回答いただいた資料の、どんどん 10 番 ね。
1:37:30	内容が
1:37:33	こちらの方が全員にちょっと戻ってしまう。
1:37:36	資料。
1:37:37	はい。
1:37:38	ここで
1:37:40	ちょっと
1:37:43	これ対象は混合率いですがけれども、回答欄の真ん中半分

1:37:49	下のところで戦で二つ竜巻時の基礎スラブの検定比が、
1:37:56	イトウとした場合に、衛生費が ■■■ 曲げなってますので、
1:38:04	総代その補正とした場合は ■■■。
1:38:08	そういう数字が発達しているんですけども、どうしてお答えしたときのほうが曲げて原因に対する堰堤が、
1:38:24	市小さくなるのか。
1:38:26	まずその大きな
1:38:29	疑問なんですけれども、まずそれがありますので、それをですね、713 ページの
1:38:40	計算を、
1:38:43	高橋町ですね。
1:38:49	その関連で、
1:38:54	今の回答のところとそれから 713 ページをちょっと人スラブにちょっとイケノ書いたところですね。そうするとについては ■■■ って、
1:39:07	委員の波源モデル工場とした場合と委員とした場合の情報で評価を行い、PD CAを
1:39:15	期待しているとメールですけども、
1:39:19	表ですね、713 ページの電源の相関図にプロットされているマニプレータ実機極力ですね。
1:39:31	それは、
1:39:33	どっちの
1:39:36	いわゆる系統構成が 7 日というのがページの場合の結果を示しているのかなというかわからないので、厳しいほうであるのかどうなのか、そしてわかるように、
1:39:51	はい。
1:39:53	あとこの表の中で、■■■とあるんですけど、何をもちて■■■なっているとかっていうのも、
1:40:01	よくわかりませんし、カーブからいくと破壊するということなんでしょうけれども、仮にだったら、これはもう破壊するっていう
1:40:12	こと。
1:40:14	外側にありますので、
1:40:16	なんかそういう感じだと思う。
1:40:26	で安定でずっと固定の場合と低いと思うんだという場合ですね、ネットが、基礎スラブに伝達されることになりますけれども、なぜ決定が小さくなって
1:40:41	説明をする。

1:40:46	本日ですね、ちょっと担当者が
1:40:49	不在ですので、一応お伝えだけときますので、もう一度確認した上でですね、次回面談で確認していただく。
1:40:59	それとしますので、
1:41:02	説明のほうよろしく。
1:41:07	原燃エワラタニございます。承知いたしました。
1:41:21	規制庁ヨシムラです。
1:41:25	ちょっとコメントの数をちょっと変わりますけど。
1:41:30	輸送物保管区域の耐震設備に関することについてちょっと2点ほど。
1:41:38	確認をさせていただきたいと思います。
1:41:42	まず1点目なんですけど、
1:41:47	資料表で言いますとですね、49ページG、
1:41:53	49ページのところで、
1:41:58	商品の5-1ですね、その他許可を求める式と。
1:42:02	一番最後のところですね、輸送保管区域の貯蔵区域の
1:42:11	固定措置固定措置を含む記載大反対30でのときや措置に関する記載がその他強化でも透明の仕様というところに今ここに記載されてます。
1:42:25	これは多分私どもが前回か前々回ずつで。
1:42:31	来輸送物保管区域の輸送物の
1:42:39	第3類相当お稽古地区の
1:42:43	根拠を確認させていただいたんですが、その時にご回答では
1:42:51	いわゆる事業許可申請書37ページの
1:42:55	いわゆる安全。
1:42:58	安全機器から安全機能を有する施設に関する重要度分類のところの
1:43:05	三紀されてるということで一応そこは確認。
1:43:10	させてもらってこれ、この記載としてはこうだということを確認しました。
1:43:15	ただちょっと確認したいのは、
1:43:18	この安全機能を有する施設のところに書かれてる内容ですね。
1:43:24	これいわゆる
1:43:29	耐震重要度分類、これと今回のやつは輸送容器ノズル耐震に従属でないんですが、それにかわるものとして、いわゆる注書きで第3類相当補填措置を講じるということを図って、
1:43:43	これは元はどこに到達するとこれはですね。
1:43:48	許可の12ページにある。
1:43:51	耐震構造のところの、いわゆる安全機能を有する施設に対する

1:43:56	耐震重要度分類の要求に対する対応してここでまとめるようなことで、
1:44:02	そういう観点から言えばこれはその他評価っていうよりも設計基準としてこれ本来記載すべきではないかなっていうのが、
1:44:12	今年度ですのてただ他の系統耐震以外のところで何か安全評価とかで求められていれば、このその他強化といいですが、これ具体的にここに書かれたという、ちょっとまず一つアイテムとして理由を、
1:44:30	ちょっとお聞かせください。
1:44:41	原子燃料工業フジワラでございます。
1:44:45	時許可の対象ところのあれですよ、急激に限ったという質問だと思っていて、時空間の中がきい安心唐津耐震重要度容器がないので、これはジュラ紀という扱いになってると思うんですが、
1:45:04	これは基本的に設計、耐震上は設計要求ではじゃないでしょうかっていうのは私どもの
1:45:11	質問です。
1:45:13	もともとその輸送容器自体がですね、フジワラでございます。輸送容器自体がですね、別の規則の要求で十分なですね共同有しているということで、このように記載させていただいております。
1:45:33	これは、これは耐震重要度対象外であるから、輸送中のここに
1:45:40	記載するという許可のほうで、例えばさらなる安全裕度とかそういう意味合いでどっか求めている箇所があるんでしょうか。
1:45:53	今おっしゃった説明された内容です。
1:45:56	いや、そうそういう原子燃料工業フジワラです。そういう意味ではなくてですね、一応輸送容器に止ま入れた状態で、核燃料放出を貯蔵すると。
1:46:09	ということですがその容器自体がもともとですね、別の要求事項で十分な強度を有しておることなので、あとはですね設置した場所ときですね、° 状態を保てるかといいますかという。
1:46:28	今度はですね、そういうふうなことか。
1:46:30	はいかということで記載して、
1:46:35	規制庁ベースなんですね、ちょっとちょっと記載箇所の分配等でこれ以上
1:46:43	質問しても多分一体化になっちゃうと思いますので、
1:46:48	一応記載の意図がわかりました。
1:46:58	いわゆる耐震評価、耐震設計上退職率対象物はないという意図というふうに一応理解しましたので、そういう意図でここに書かれたというふうに一応理解しました。それともう一つですね。
1:47:12	今度は具体的な評価に関するものなんですが、

1:47:16	これは
1:47:19	この結論として
1:47:22	固定措置に対する評価っていうのが添付資料のほうで今回追加とか、
1:47:29	説明が追加されたと思うんですが、これはページ数で言いますと、
1:47:41	584 ページですね、584 ページ。
1:47:51	評価上の設計活動既存が一応この(20)積極的のところですけど、0.4 平米以上にいいよっていう使ってるんですが、これは普通のいわゆる耐専評価の基本的な考え方は、
1:48:09	まず一つは、
1:48:11	はい。
1:48:12	582 ページに基本的に
1:48:17	耐震設計評価方法の
1:48:20	基本方針とあって、赤字で追加されてるんか。
1:48:25	今日、
1:48:28	本施設においては、
1:48:31	10 構造という設計をしていて、なぜ 40 使うっていうことを
1:48:38	書かれてる。
1:48:41	そこだけちょっと。
1:48:43	どう使われたという。
1:48:46	なんですけど、でしょ。
1:48:48	それとあわせてなんですけど、これ結論は結論がよく見えないんですけど。
1:48:54	結論は固定してないと。
1:49:04	原子燃料工業の藤原でございます。
1:49:07	えーとですね、結論といたしましては、一段おき同意と場合はですね、滑らないので、固定の措置を講じないとだから、ちょっと言い方をご評価注 4 ページの言い方がですね、ちょっと
1:49:22	わかりにくいところなんですけど一段おきで置くということがですね固定の措置というふうな意味合いでございます。
1:49:33	まず、ちょっとその加速度が今の記載のほうは 49 ページに戻っちゃうんですけど。
1:49:43	今、要するに、
1:49:44	一番大きいにするっていうことは固定措置だということでございます。
1:49:50	これは主要地方仕様書とかの評価では一応工程措置を講じるということで、
1:49:56	補填措置を講じるというのは数は
1:50:00	滑り止め多く箱をする固定設備的に配慮だと思うんですが、

1:50:05	これは結論としましては肯定しないということになるわけですね。
1:50:11	原子炉の工具フジワラです。理解の通りになります。
1:50:22	それで、あと、すみません、補足しますと、もともと等ですね、この
1:50:29	時もちよっと繰り返しになるんですけど輸送容器自体はですね、別な規則外運搬規則になるんですが、この規則によって、これ自体は自分たちの安全性担保されてますと、このですね、この携帯電話指定といった時にですね。
1:50:46	他の施設とかにですね影響を及ぼさないということですね、固定の措置を講じると。ただ、現在一段置きであればですね。英語滑らないので、他の施設には影響がないということで、そういう措置を講じるということになります。
1:51:05	以上です。
1:51:08	外遊／規則で輸送普通。
1:51:11	での貯蔵する保管貯蔵するっていうのはこれだけじゃなくて、いっぱいあるんで、それはよくわかるんですけど、
1:51:20	貯蔵する時にはですが、概要版と同じに姿で貯蔵してるんですか。
1:51:27	原子燃料工業フジワラです。全く同じ姿になります。
1:51:35	ちよっとそのものを固定の有無については、いろいろ考え方があるかと思うんですが、基本的には今このいくつか評価で許可で可能中で書かれてる。
1:51:47	記載の内容とはちよっと異なる方向考えられてるといふうに今受けてございます。
1:51:54	それで今前すべらないかなというお話があったんですが、本来はこういう検討して評価をする形で一つさっきの声を質問しました。本来これ。
1:52:10	手続きに関してはすべて 0.4 でやるという大きな基本則があるんですが、これを 0.24 でやられたっていうのは何でしょうか。
1:52:29	はい。
1:52:38	原子炉工業フジワラでございます。まず先ほどご指摘があった部分の
1:52:46	182 ページですね。
1:52:49	これは
1:52:50	すべての機器について 10 候補とするというふうに記載しておりますが、あくまでもこちらの輸送物はですね、どうここ機器等とございませんので、ここはもともと輸送容器自体の強度があるということで御報道で評価しております。
1:53:08	以上です。
1:53:15	ですね、ちよっとちよっと短くなってきているわけです。
1:53:20	ちよっとイケノなっちゃうとあれなんですけど、まず
1:53:24	さっきの 582 ページの阪神の基本方針っていうのは、
1:53:35	ドームで 50 でも

1:53:39	別にすべて柔構造、剛でも柔のこの加速度で評価するっていうのが耐震設計の基本方針ですね、輸送容器がどうかっていうと、輸送容器自体は、
1:53:55	これ固定されてないんですよ。特別なっていう御説明でした。固定されてれば、今のお話がどうだっていうお話はいいですけど固定させない設備って、もともとこういう振動数でないですか。
1:54:09	これどうでも柔でもいいような設計をしなきゃいけないの基本なんですね。
1:54:16	ですから、固定しないのであれば、これはやっぱり絶対やるべきだと思いますが、
1:54:22	逆にまでっていうのを正しい関係的にもつようなループがどうなんでしょうか。
1:54:38	° 原子燃料工業フジワラです。今のですね、ちょっと確認した上でまた答えさせていただきますと思います。
1:54:48	だそうです。すいません、確認してですねちょっと家考え方もですねこの 584 ページ。
1:54:57	それから 582 ページがですね。
1:55:00	設計方針を整理を 1 回ことが、
1:55:03	成立した上で、それ今なく確認してもう 1 回御説明いただければと思います。
1:55:12	現在の工業フジワラです。承知いたしました。
1:55:26	江藤支店長から置いてました。
1:55:29	続いていますので、2 番目のモニター、なんかやったというのが背景に、
1:55:38	いうことで、
1:55:40	なくて、
1:55:43	はい。
1:55:44	うん。
1:55:45	。
1:55:48	はい。
1:55:57	ガンマ線モニターの資料がありまして、最初に
1:56:02	劣化関係の確認ってどう今推定をしようとしているもので%出るような問題の検出器について、これ編集表示変更概要のところ、今と
1:56:18	1Fとそれから適合確認。
1:56:23	これは両方とも姿勢に含めているということで、
1:56:32	原子燃料工業の亀井でございます。
1:56:35	はい。今おっしゃっていただいたように、大友先生にすべて対象としておりますが、原子炉施設ナガイず、/E-1 台については、2 台位以外については、耐震補強工事と緩衝するため、

1:56:54	ずっと書いてありますけど、この五つについては、恒久的な場所に移設する限り、
1:57:02	河成いただきたいです。
1:57:07	原子燃料工業のカナメでございます。移設先においても放射線測定機能が維持有効であるという確認をした上で恒久的な移設となります。
1:57:21	そうするとこの申請内容はそういうふうな形で、適合確認がこの資料の中で、安全機能に対する使用されているというふうに回位、
1:57:37	ということでまああの、審査も私の方もそういう形でフィルタを進めていただきたいんで、その中で幾つか疑問点等が
1:57:49	敬三のところの要求事項を見るとですね。
1:57:54	頑張ってみよう思うんですが、検出器、
1:57:59	監視盤が頑張ってやっていったように、ゼロンセ固縛状況計測し警報を発する設計と書いてあるんですが、監視盤の保険は監視盤については次回以降、
1:58:16	なってますので注1と
1:58:21	本市は次回以降するせいで9件がガンマ線エリアモニターページの
1:58:28	安全機能はどんな
1:58:31	監視団で行うとありますので、その次回確認する予定の監視盤と、
1:58:41	そんな話があつては、時間スケールでは何か新たに追設をしようとしているのか、いわゆる規制の他との接続先となる考え方向同じでして、
1:58:56	それをどこへ置いといていいので。
1:59:04	源泉で工業のカナメでございます。ご質問まして、
1:59:12	一番につきましては、こちら、今後、
1:59:17	建物を申請今後の次回以降の申請で立てても、
1:59:22	お手元指定申請いたします第2加工棟に設置しているものでございますので
1:59:30	足場については次回以降申請とさせていただいておりますが、特に新設といった予定はなく、既存の
1:59:40	ものになります。
1:59:42	いろんなものを次回以降の申請と開口で申請させていただき予定しております。
1:59:48	それで
1:59:51	そうするとですね、原子力規制庁ナガイ。
1:59:56	今警報というのが安全機能についての観点で確認すると、今回
2:00:05	モニターをですね、何するんですか、もしくは移設しないものも現状繋がっている。

2:00:13	状態になってると思いますけど、この対応の警報の
2:00:20	確認。
2:00:22	PRA設置であるとか、本当に音が鳴るかという警報が発生するかっていうのは、
2:00:30	今回の
2:00:32	検査の方法との絡みになるんですが、今回申請しようとしているんでしょうか、ないんでしょうか。
2:00:43	海溝次回以降という理解でよろしいですか。
2:00:56	すいません聞き方が悪かったんですが、今やっている構造設計と工事の計画の認可というのは、もともとオカダと新規制基準対応の強化に
2:01:13	評価を踏まえた
2:01:16	設計設備が設計いる。
2:01:20	なっているかっていうことで、
2:01:23	いわゆる品質イメージ図が最終的にどうなのかっていうところが、一番重要になってます。ただ本文た放射線モニターについては計測できませんので、総代連続して現像規則のほうから、
2:01:38	補充しながら新規制基準対応にしていくわけですけれども、
2:01:44	その中で、イズミ各紙検出さんである検出器と傾動発出監視が別々に申請されると。
2:01:59	結局そのどこまでを今回申請して何をやるかっていうのを、いわゆる設計の取り合いご相談し、印可上をする手続きのとりあえずから
2:02:14	試験等の検査クリア含めてよく考えた上で、何を申請しようとしているのかっていうのを、
2:02:24	明確にしないと、次回以降申請出された人の中重複があったり、もしくはどっち任期記載してないとかっていうのが発生するので、今事実確認としてしてるんですけど。
2:02:38	どういうふうに皆さんで考えて、
2:02:45	原子燃料工業のカナメでございます。今回の検査。
2:02:51	項目といたしまして警報作動の検査を行ってすみません。
2:02:58	栄光がやることだ吹鳴する建造といったところを確認いたします。申請書の
2:03:08	100 ページを見て、
2:03:11	人いただきまして、第 1-1 表
2:03:17	以後、
2:03:19	変化というところで、
2:03:22	作動検査

2:03:23	①-1 棟-とa等がございます。
2:03:32	具体的な検査方法判定基準につきましては、この下の第 1 表に書いておりました、このうち、①の-1 のところはですね、こちら検出器に宣言を接近させて、
2:03:52	フェイス健康にそういった東邦入力としまして監視盤で傾向がなるかどうかという検査になります。今回の申請範囲においては、この①の-1、検出器のできて記録確認というところで、
2:04:10	川に点検を接近させた場合の作動については今回の申請範囲であります。
2:04:18	また戻っていただきたいし、1 表の①-2 の検査につきまして、右肩に
2:04:30	もう一度注意はしております、こちらはいっぱい以降の遷延線版の適合性確認する際に実施。
2:04:40	予定であるんですね、
2:04:43	9 で設定を記載させていただいております。
2:04:47	こちらの検査については端子盤に入力手法を入力して稼動検査もやりますので、次回以降、こちら基盤の
2:04:58	行う。
2:05:00	出ていただいて、
2:05:02	説明以上になります。
2:05:07	はい、原子力規制庁の永井です。ここに書いてある状況は理解しましたので、いずれにしても、現時点でこの監視盤のほうが認可申請できていないので、最初の疑問の部分ですけど。
2:05:25	今後監視盤を更新しようとしてんのか、何か改造しようとしてるのか、何をしているとしてるのか、こちらでは判別できないので、毎月善処数えて検出器を交換したりして場合でも、
2:05:41	連続監視してないといけないので、まああのやり方としてはいいでしょうけど、被害の時ないのといえますかね。基本的にまず絶対確認しなきゃいけないのは、
2:05:57	検出器から警報まで新規制基準対応の工事が終わった後に、
2:06:04	技術基準の適合性を確認するための検査を実施するということになって思いますのでその辺のやり方については今後専門店部門の方からも、
2:06:17	次をした上でですね、配管のあればコメントは。
2:06:22	もう大丈夫という形で
2:06:26	で、
2:06:28	弊社側という形でいいっていうのは、
2:06:34	ねえ。

2:06:46	ですね、お願いの変なんですけども、
2:06:51	ちょっと共通の考え方として、今回は数が少ないから、こういう形でも、
2:07:00	まあわかるんですが、今後いろいろなものが出てきたときにね、基本的には1構造設備と機能性能に係る事項ですね。
2:07:14	いわゆる検出タンとそれから警報とか、もしくは動産を
2:07:22	の動作の練度がですね、いろんなものがあると思いますけど、そういう機能性能に係る事項という設備の設工認については、
2:07:35	構造強度一般時間と、それから、機能性のいわゆる刺激ねだろう全体で確認できるようなするためのね、可能な限り同一時期に申請をすると。
2:07:52	いうことにしていただきたいと思うね。そうすればこういう注記なんかいらなくなりますし、
2:07:59	審査をしていますが、そういうことまで心配しなくても、もう全体を通して技術基準の適用性を確認しますということは今までではいっても、工事の工程でやむを得ず分割申請する。
2:08:15	場合には、
2:08:17	今回の申請と理解をして売上をしようとかね。
2:08:24	ね泊に関して、認可を受けていただくと同時にですね、その工事とかで設計工事の／普通保証金管理は、
2:08:40	業者の方で、本店
2:08:45	はい。
2:08:49	併せてですね、今回の申請書には書いているラインも機能性能に関わる設計を申請する場合は、特に今回のような事象の場までやっても、
2:09:05	計装盤なればいいというような件なってると思いますけど、警報の選定時ね何ミリシーベルト何mSv/h
2:09:18	もうそれはやはり
2:09:22	内容の、その検出については、内容を
2:09:28	どんな安全を担保するために取りかえるために、どれぐらいの線量を検出しする必要があるのでかということ考えた上で、
2:09:44	どんどん言ってることによって、どういう波の選定を徹底。
2:09:51	そして認可を受けようとしているのかということはどうですか、申請書のほうで、いわゆる設計価格。
2:09:59	もう対応するようにしてくださいで、本市どっかに書いてあれば、
2:10:05	それはそれで私のほうで言われてないんですけど、
2:10:12	例えばお願いしたい。
2:10:18	はい。

2:10:19	原子燃料工業の考えでございます。
2:10:24	選定理由本当はこの公開の測線に関して普通にいましては、交差点特定できるということも、
2:10:39	一方、作業させることと、
2:10:42	機能を有するものであるというところをいただくものだと考えておりました、
2:10:50	実際に
2:10:53	どういった値で傾向なのかといとこテーマの保全測定器の
2:11:01	補強方法につきましては、
2:11:05	本件、
2:11:08	基づく以降は意見の中で我々の管理方法を出しまして、ある根拠を持ってこの辺りに設定することを定めております。
2:11:21	はい。
2:11:23	これ
2:11:27	その技術基準の交付税
2:11:31	透明といたしましては、
2:11:43	はい。
2:11:54	ある程度申請書の 515 ページ。
2:11:59	技術的税務結局特性の説明のところとポンプ設備等の説明のところと、ガンマ線エリアモニタの検出部の方も、
2:12:10	設計といたしまして、高い線量を検知した場合、ページ、
2:12:15	実施する一番計
2:12:17	発する設計と
2:12:19	いうことを記載して、この赤いものについては
2:12:25	音声
2:12:26	aの方で
2:12:28	定めているものとしております。
2:12:32	。
2:12:38	原子力規制庁の永井です。今の御説明で音声では当然定めるべき事項だと思えますけれども、警報の今御説明防災富士ページ警報については、
2:12:54	刑法
2:12:56	加工施設は徹底機能喪失とか、ご紹介あり得るかもした安全検知、
2:13:05	なおそれが、
2:13:07	健康発する決定。
2:13:10	いうことですのでけれども、なってます。
2:13:14	4車線化。

2:13:16	管理して、
2:13:20	お薬。
2:13:31	517 ページです。
2:13:35	17 ページの放射線管理施設別の要求事項ではクリフエッジこう継続する管理して、
2:13:45	図の
2:13:47	設けなければならないということで、管理区域におけるば放射線操作、
2:13:55	大部分ある研修
2:13:59	定める線量
2:14:01	いうのも来て、
2:14:03	で、あわせてですね、
2:14:06	さっきの警報のところにも書いてあるんですけども、
2:14:10	この
2:14:14	安全性を確保施設の安全性を著しく損なうおそれが、
2:14:21	生じたときというときの線量っていうのは、N結局施設っていうよりはこれもガンマ線からの安全上どの程度かっていうところが、
2:14:36	日限界としてね、当然粗々の精神で押さえるでしょうけれども、認可を受けようとするというふうに計算を実施しますし、
2:14:48	そのエリアとしてどの程度の線源とか線源になって、それに対してこれぐらいの線量に抑えるというのがあった上で、この警報何通にして、
2:15:03	いうものであればですね、この中で何もせん提示を定めてかけてることじゃなくて、上限をここで押さえるということの線量の値を
2:15:19	認可申請書に書か各界数万トン。
2:15:23	それがまさに検査で確認する際の設定。
2:15:32	ただし、
2:15:34	で、あわせてですね、確かにそこまで言う必要はないなということであれば、
2:15:41	やっても／規定のほうで今御説明男性なバス停ではこういうことを定めると。
2:15:52	法はこれこれ以下の内容を
2:15:56	例えばけれども発生するような設定を
2:16:01	で定めるということの説明は、添付のほうでしていただきまして
2:16:07	はい。
2:16:09	今ので。
2:16:10	でないと、この警報はどれぐらいでナースループしてんのかによって、この申請書のですね、一般仕様のその他性能も今測定範囲が全国から休憩mSvですけれども、

2:16:28	その制度であるとか、弁レンジであるとか、これでほんとにいいのかということ。
2:16:36	それが全くどう判断していたかわかりませんので、適切なページ以下っていうのもあわせて、
2:16:44	使用施設もしようとして、
2:16:50	対応。
2:17:07	日本で報告用のイノウエでございます。
2:17:11	目的ありますことで今後設定値どのような考えで
2:17:21	健康設定点をっ放しで基づいて設定するもので先ほどの
2:17:29	基準の設定のところ、後ろのほうに本をさせ、
2:17:35	はい。
2:17:37	原子力規制庁のナガイですよ。設定値は、なぜそれでいいのかって言うのはね。
2:17:45	その設置位置との関連もあるでしょうし、例えばセンゲンと処理が本当に密着するような位置で測定するのか法解説はありますので、協議が倍になったけど、
2:18:01	設定値を従来のもままでいいのかとか、その見直しの必要性だとかそういうことも含めて、他工事はありますので、
2:18:12	よく考えていただいて、
2:18:15	仮に途中でまたその点線源とその他検出器との間に何か新しい壁ができるようなことはあるのかなのかとかそれによっていろんな掲出設定値が異なっ
2:18:31	て、
2:18:31	その辺をよく
2:18:33	効率化上で決定
2:18:37	はい。
2:18:40	上で、
2:18:43	認可を受けようとする。一般仕様としての機能性能の測定範囲であるとか、もしくは指定制度そうなのが、そこまで記載して、
2:18:53	必要ないと思いますけど、少なくとも一定範囲に入って、
2:18:57	で、
2:18:59	それで、
2:19:07	年線量好評をカナメでございます。はい。
2:19:12	御紹介いたしました本震県道の変形ではモニターの設定について、こちら構造変則的ですけど、

2:19:20	交差点を測定する能力とですね、あと、非常に高いあたりを検知した場合の結構というものを我々は考えてございまして、
2:19:34	それから宣言との距離とか、
2:19:36	遮へいとか移行というふうに決めたものではなくて、高い異常な答えを
2:19:45	検知できるというところにいるというのが実情でございます。そういった
2:19:51	設定の考え方、
2:19:55	今の資料表に載せてます測定範囲等のスペックでなってきた値が確認できるという設計である旨、
2:20:05	技術基準の市場の実効性の説明として、もう1回と上がって、
2:20:12	以上です。
2:20:15	人微弱で今設計の関係は畑と実際アタックしなければとしてのパッケージになる。
2:20:28	その辺は化により、
2:20:47	牽制効果聞こえたら
2:20:51	お願いします。
2:20:53	原子力のカキノキです。
2:20:57	それぞれお待ちください。
2:21:08	清涼工業カナメでございます。
2:21:13	まず新設の検査の方法の表の判定基準のほうに、
2:21:19	具体的な
2:21:21	グリコ、
2:21:25	いう
2:21:26	ことでしょうか。
2:21:29	出戸清水です。どこに書くかはお任せしたいと思いますが、我々、私ども
2:21:36	施行日も見て
2:21:42	いや、
2:21:45	いただきたい。
2:21:55	ください。
2:22:06	現線量工業カナメでございます。
2:22:09	はい。
2:22:11	拝承いたしました申請書の
2:22:15	ここに書くか検討させていただいて記載させていただきたいと思います。
2:22:19	原子力規制庁の永井です。記載なんですけれども、いわゆる設計の認可を受けようとする際にですね。
2:22:30	。

2:22:31	それでモニター回位放射性を検出したときに、刑法七つという目的で設置しているのであれば、そういう設計であるということですね。
2:22:47	どっか添付説明書には当然その設置目的を書いていた上で、
2:22:55	なぜ本文中やるとか、もう一つは、
2:23:04	使用表であるとか図面の計装とかあれば、そこで設定値なんやいいかということでもまずは書いていただいた上で、その設定根拠とか設定の適切性を設定で説明していただく。
2:23:19	要するに、
2:23:21	してくださいって、これは今は岩盤エリアモニターの一步だけど、例で結構詳しく細かくやりとりを
2:23:35	したわけですがけれども、今後出てくるインターロックであるとかいろんなものをすべて考え方は同じですので、
2:23:44	よくですね、ナガイでどういうふうに会計で記載して認可を受けて、そして、その適合性を保証するための費用万一行政検討通りに進めていくのかということをよく考えている。
2:24:00	認可を受けるように、
2:24:02	てください。
2:24:07	原子燃料工業のカキノキでございます。機能性能の検査のところです。ちょっとそういった御指摘いただいたというふうに質疑をして申請書、これをいたします。
2:24:20	以上です。
2:24:22	原則ペントハウス水質問。
2:24:26	いただきたい。
2:24:29	41 ページと比較意見 8 ページの見ながら、
2:24:36	やっていただきたいんですが、
2:24:38	放射性一般基盤スペクトルとの交差点監視盤とあります。大体こういうっていうか、連続スタッフ機構が、
2:24:50	じゃあ伸びるということはいいが、亘りいただき、
2:25:03	原子燃料工業の柿木でございます。シネマ申請書の中では
2:25:09	既存の
2:25:11	オギヤ。監視盤括弧ガンマ線エリアモニターと書いてあったりですね第 2 加工棟の放射線監視盤が政府だけ書いてあったらちょっと書き分けているようにも読めるようになってしまっているんですが、放射線監視盤過去 1 線やモニターはですね。

2:25:27	これも一つしかないものでして、特に今回の緊急基準の対応として更新予定もございません。
2:25:36	それでオノなものとして読んでいただければと存じます。以上です。
2:25:46	規制庁休日放射線全 8 ページGを磨くと第 2 加工総理が持って運搬した一つのこれは既存の
2:25:59	そして一般一番ではなくて、
2:26:04	議題とどうも基盤があるということで、
2:26:09	平成燃料工業のカキノキでございます。卓球 18 ページのですね、
2:26:14	書いてあるところですね、これ第 2 加工棟ということで申請自体は次回以降なんですけれども、これはもうすでにあるもの、既存のものということで
2:26:25	そういうものでございます。以上です。
2:26:29	では、シミズは非平衡、これはここにパイチャート非排水が現在も大きくしてあって、
2:26:40	更新をするわけではないが、委託料次回について行うということで、
2:26:49	本ページと工業のカキノキでございますおっしゃる通りでございます。
2:26:54	はい、わかりました。ありがとうございます。
2:26:58	はい。原子力規制庁ナガイです。今
2:27:02	最低水位については県さんのほうは検査の補助書いていただけるけど適合性についてもきちんとして説明していただいて、こういう線量でガーダー設定っていいなんていうのは、どっか振幅記載するように、
2:27:17	した上で、検査手数料、
2:27:21	はい。
2:27:26	燃料工業のカキノキでございます。
2:27:30	補正拠点
2:27:32	いたしました。
2:27:34	はい、そうですね、はい。原子力規制庁の永井です。あとちょっと事務的 2 点ほどお伝えします。同じガンマ線エリアモニタについても先ほどからいたしましたけれども、
2:27:50	地盤のところの要求事項ですね、ここも耐震のところも加味すると書いてありますけれども、一番のところの要求事項について持ってきて、
2:28:03	出してるようにしてください。
2:28:06	それからですね、
2:28:13	ね。そういうふうにしてください。
2:28:20	このエリアについては以上になります。
2:28:27	イトウ

2:28:29	ほかに。
2:28:31	特になんて、
2:28:34	なければいけますか。その他にですね、申請書全体を見て疑問に思う点が幾つかあるので、ここからはですね、ちょっと申請書に沿って事実確認をさせていただきたいと。
2:28:52	思いますので、一括認定のこれはどういう意図で書いているのかっていうのが我々にわからないところがありますので、ちょっとページ道路準備進めていって安定度区切りながら、
2:29:06	確認していきたいと思います。最初に申請書の1ページ目から9ページ目まで。
2:29:18	8ページですか。本文記載ですけれども、先ほどもお答えしますけれども、同申請に書くもの特に4ページ目の本番ペレット貯蔵容器I型の例に示したように今後ね。
2:29:35	まず、認可を受けようとする設備の名称と、
2:29:41	それでは、できれば、基本的にですね、番号取り直してますけれども、これやめよう認可申請をしようとしているのかということをもまず明確にした上で、
2:29:56	その認可を受けたとするものについては、これが不使用表がついていて、適合性の設計に対して使用書かれていますので、その位置構造設備、それから機能性について認可をする本部に対してあって、
2:30:15	なぜそれでいいのかっていう技術基準の適合性の説明ないし耐震計算書全適用性を説明していただくと。
2:30:24	いうことをよく
2:30:27	確認してください。特に追加のコメントはありませんけれども今の
2:30:33	議論やこれまでの時間という中で売ったりした通りです。
2:30:39	それから14ページ以降が個別設計になってきてますけれども、
2:30:48	ここですね、同じなんですけど、第1加工棟の19ページのですね。
2:30:57	機器名称のところもあって、影とのやりとりで消火栓の例で負担しましたけれども、全部員数がどこまでが申請などかかっていうのはわかるようにしてください。
2:31:14	まずそういうことですねないと我々も一生懸命審査をしてきて、適合確認が書いてない連動性をどうしてだろうと思っていると、今回の申請には入っていませんとかということのないように、
2:31:28	申請範囲を特定していて、
2:31:35	それからですね、
2:31:38	そう。

2:34:51	電力工業のカキノキでございます点線はですね安全壁がないなくてですね、このままの
2:34:57	この ■■■ のやれぐらいですけども、わかりましたとかそうということだと思 ったんですが一応値段考え方ですので、管理区域であるならば、適
2:35:11	代表してください。
2:35:14	カラー
2:35:18	イトウ
2:35:21	イトウかさ言いよる損傷のところ、
2:35:26	同じ 24 ページの資料表ですけども、
2:35:35	。
2:35:36	下から 3 行目の 4 年目から
2:35:40	いろんな監視設備と火報設備を非常用電源説得するとか、けど、これは年間 上限がどちらかは古い設計になっている。
2:35:54	どっちか。
2:35:56	一方に集中ということではなくて、
2:35:59	圏統括と、
2:36:07	これは両方に繋がってるということで、
2:36:12	減税の工業のイノウエでございます。どちらかに接続するという形で切り換え 器を設けております。
2:36:19	切替という意味のことですけど。
2:36:24	はい、わかりました。それで結構きつい文章としてはこれで 200 うーん。
2:36:30	本日、
2:36:34	すみません 247 ページですね、この図で言えましたので、
2:36:41	わかりましたが、
2:36:44	ちょっと合ってる。
2:36:48	それで、
2:36:48	で、
2:37:03	それからやっぱり次のページ、26 ページになるんですけど。
2:37:09	火災の説明があって、これは
2:37:14	普通で示すと。
2:37:21	ページがあれなんです、
2:37:24	せっかくの縦断ありまして、
2:37:29	これなんて、
2:37:34	70
2:37:41	上がっていった 100125 ページ。

2:37:49	火災区画の閉がありますので、この中の
2:37:54	2ヶ所ですね。
2:37:58	家際限がないのがあります。
2:38:02	うちの1P-4と。
2:38:05	1P-5。
2:38:07	ですね。
2:38:08	これはMariner一定ませんけれども、添付させ、
2:38:14	こういうことなんか再現としては、電源ケーブルとかも埋めるような見たいなっ てますけれども、ここでなんか全然配管配線の
2:38:29	かつ人数があったりするんですけど、火災原因がないという説明でよろしいで しょうか。
2:39:01	すみません、少々お待ちください。
2:39:05	お伝え
2:39:18	原子燃料工業の目でございます。
2:39:22	はい。下階減肉につきましては、
2:39:26	その方の添付資料を見といったものを
2:39:33	660 ページ。
2:39:40	してございまして、
2:39:54	営業盤等を長期モーター、
2:40:00	すべてのものがここではなくって
2:40:04	ある一定のというもののなの。
2:40:10	ものを火災から発生するリスクの項目として
2:40:15	ページでございます。東北の
2:40:19	Pの
2:40:24	日本にいますわ。
2:40:28	こちらmolば保存まして、検討
2:40:34	しております。
2:40:40	こちらは、
2:40:43	kVは
2:40:48	これ、
2:40:52	すいませんやっぱやっていただいても結構で寄贈そういう観点で有効性する 時にですね、基づきってということで、議会面談で結構ですので、とりあえず負担 しております。
2:41:07	そういう疑問点を今持ってますってということをお伝えしますのでよろしいですか さっき出させてもらって、

2:44:57	このほか、
2:45:03	あまり大型ではない一般
2:45:08	債権となる制御盤という電気盤につきましては、大型のもので開口部を有するものはそちらが電気火災の際にも開口部から
2:45:20	日が出て販売減。
2:45:24	となりうるというページでございまして、今ご指摘いただきましたあの全般としては
2:45:33	大きさとかの開口部の状態から 662 ページに記載しております火災原因はしていないというふうに整理になってございます。
2:45:47	原子力規制庁の永井です。今家再現という意味ではそんな話火傷電磁から直接つう分電盤まで
2:46:00	トラフなしで入ってるんですけど、この検討でやってどれぐらいあるんですか。
2:46:09	原子燃料工業の長さ 200Vでございまして。
2:46:13	どうも電磁解約本当では、
2:46:15	もう
2:46:16	はい。
2:46:22	200 億でございまして。外部電源のほうも
2:46:26	こちらに設けてますけど、フランスで 200 に落としたものがここまできて分電盤サマリー表の中で 200 から 100 に落としているという状況になります。
2:46:38	いやちょっとその確認したかったのはkVAとかでやった会計図は難燃性ケーブルを使うというような評価をまずい。
2:46:50	モデル化てる電源ケーブルは対象になる。
2:47:04	先生の御力ナメでございまして。こちらの部分の対策につきましては
2:47:11	国の別の末に取り扱う補填他の火災区域に対する火災区画に対する班員としてございまして、
2:47:24	今回の申請においては対象外。
2:47:27	しておりますということで、
2:47:30	わかりました。それで、
2:47:59	あと並行設備のところなんです。
2:48:09	いや、
2:48:11	とりあえず今の 2 第 1 加工棟関係で確認したいと思ったのは、
2:48:20	第 1 加工と関連でまた出てくれば、
2:48:26	よろしいですか。
2:48:29	続きまして、こんな等ですけども、これは幾つか確認したい点が大体一般ですが、今回の申請に含めないということですので、問題は、

2:48:43	あと
2:48:45	それに 47 ページ。
2:48:49	ページがね。
2:48:51	導体保管設備、
2:48:53	1-1 のタンク、
2:48:55	どうぞ。
2:48:56	どうぞ。
2:48:59	44 ページのこれ含めないかどうかわかんないですか、戻りますが、このように の臨界安全という 4 号イ、
2:49:13	ちょっとこう書いてあることは理解できないところがあって、イケノさんの状況貯 蔵領域については、第 2 加工棟の臨界比で、
2:49:27	価格格的隔離するということで、これは、
2:49:30	第 2 加工棟のほうが
2:49:34	沢山株でトレンの影響を大変で、
2:49:42	遮断するっていうか、そういう書き方と思うんですけども。
2:49:45	第 1 加工棟のほうも一応大事領域っていうのがあるんですけど、この大規模 の背景は、
2:49:57	何も書かれてないんじゃないかと思うんですけども、1-3 の領域会議領域と 関係する
2:50:04	これはどう考えたらいいんです。
2:50:10	ここは議会の問題だとわかんないんで。
2:50:20	堆肥化工法ですね
2:50:24	はい。
2:50:27	現状ありますものを撤去いたしますので、
2:50:30	輸送物の形のものしか伺ってますので、
2:50:35	許可の中で体制の設定としないということになりまして、輸送物として置くとい うことで臨界防止が図られます。以上でございます。
2:50:47	第 1 加工棟廃棄物をネットの廃棄物はもう
2:50:53	大丈夫だというか、
2:50:57	電車のこういうクロイシでございます。おっしゃる通りで廃棄物については理解 なりませんので、
2:51:04	これ前回確認というのは第 2 加工棟からの線量をされるっていう
2:51:12	これだけの役だっということですね。

2:51:18	全廃防止のために領域を確立する必要がございます。その壁が第2加工棟の壁で隔離することとございますが、木材加工層からも線量を確立するという目的だという
2:51:39	中継車の総合防災避難クローシでございます。中性子の相互作用を第2加工棟の比較利益で細粒化とできますので、その辺の積極わかりましたありがとうございます。
2:51:53	以上です。
2:51:56	今、
2:51:59	67ページが、
2:52:04	使用してます。
2:52:08	。
2:52:09	で、68ページからは
2:52:12	図面になってます。68ページから
2:52:18	いう。
2:52:20	136ページのね。
2:52:23	メンバーはけれども、特にもうこれまでの確認の中でそういったものは、
2:52:32	はい。
2:52:33	だから、
2:52:36	検査の方法については151ページ。
2:52:40	わかってるんですか。
2:52:46	特にないようでしたら、最後にももちろんモード開けば、関連戻るか。
2:52:53	それから152ページからが
2:52:57	今度が入っておりますけど。
2:53:00	うん。
2:53:02	めがけとあれば、
2:53:11	なければまして
2:53:15	はい、施設が架空
2:53:18	84ページまでで185ページからが放射線管理施設になりますのでこれは滝ノ澗メディアで、
2:53:27	家も、
2:53:31	内容になっております。
2:53:34	特に
2:53:37	そうなんだよ。
2:53:42	138ページについて、
2:53:46	200ページのコンター電源ページからはほぼ高くて、

2:53:53	何かやれば、
2:54:08	はい。
2:54:12	私どもから一つですね、
2:54:15	209 ページの
2:54:18	なんかを
2:54:23	使用表の記載なんですけど、ちょっと細かい頻度で前でもないかなと思うんです。
2:54:29	いや、実際の周辺の一般仕様のところの変更なんですけど、
2:54:35	ここどうなって受けた方の寸法が。
2:54:39	出しています。そこまですつと言いませんけども、記載の通りで何を言いたいかというと、有効数字といいますか、このところは、これ単位が 2m ってために合わせてね、
2:54:57	ミリメートルで書いてあるんですけど、なぜかなかったとかさだけが
2:55:04	図面と違った数字で、これは、
2:55:08	どういふなんか以上あって回転ば良いと制度改正のかということではないとかっていうのがどう考えてるから減ったと。
2:55:17	設定お願いしたいんですけど。
2:55:21	はい。
2:55:24	細かくなっちゃって。
2:55:41	原子燃料工業のカキノキでございます。一般仕様の寸法とこはですねこの薬をつけてございまして、
2:55:50	ちょっと政策って結構人の図面の方とですね
2:55:55	すべてが位置するというわけではないということで、
2:56:05	そういう整理でございます。はい、本庁ナガイへ麻薬ってことでもいいかもしれないと意義がある数字の場合もありますので、
2:56:14	4 ページには約でも出てほかのところは、ミリ単位できちっと書いてあるんですけど、なぜか方向と幾つか、何ヶ所かそうでないところもあるので、今後ですね、どこまで事業者確認するかわかりませんが、
2:56:32	これは外注ですから、我々としては外会費でもいいと思いますけど、耐震評価を行うような建物であるとかそういうものはモデル化する際の
2:56:47	基準になる寸法でもありますので、よく流行推定なんかね、
2:56:56	考えた上で、適切に対応するようにしてくださいというときに意図しないんであれば名と同じような解析から、
2:57:06	出ればいいかなと。
2:57:08	はい。

2:57:09	なので、
2:57:13	あと、
2:57:14	1 燃料工業のかけてございますと、あごあたりヘッジ出していただいてさせていただきます。
2:57:22	以上です。
2:57:23	だと。
2:57:26	ゼンリンっていうは
2:57:28	はい。
2:57:30	防護壁についても先ほど
2:57:33	やるといった、
2:57:35	で、
2:57:42	はい。
2:57:46	はい。
2:57:49	それが、
2:57:51	工事の方法も含めて、
2:57:55	222 ページ、231 ページからがかかって、
2:58:04	ちょっとこれも
2:58:06	何かいいとして書いてあるのかどうか確認したいけど、236 ページのですね。
2:58:13	どうやってみたんですけど、10 時の間のイケノに防波壁何倍の日程で閉弁面断面図がありますところのウェザーニュース
2:58:26	平面図があるんですが、
2:58:28	トレイは上澄みの確立とありますけれど、
2:58:33	北側が下になっているんですけど。
2:58:37	そうかと内ね上か何かこうで帰ってくるかな。
2:58:43	すいません北側がちょっと逆の伊勢丹ギャップっていうかね下向いてたんで、私位置関係が、
2:58:51	ちょっと誤った理解をしていただければ
2:58:54	ちょっと、
2:58:55	これは何。
2:59:01	特殊な
2:59:02	家言語ワラタニでございます。ですね普通通常でしたら来たもうすぐやとして書きたいんですけども、これらの扉を正面に持っていきたいという意図で目標を引き上げてますんでここでいいとしての方の方も入れさせていただいておりますので、ちょっとそこは御理解いただけたら十分に理解しましたって、

2:59:23	だけ見てたかっていった先ほどの議論の中で風の圧力がどっちから来程度って再設計についてのかなと思ったときに、上から増えてきたらここどうレールで乗っかってると思うんですけども、
2:59:37	各国の条件扉がですね、どこで破壊前段と思ってたんで、後程評価提出していただけるということですので、そう中でどういう荷重の方向と、それから、
2:59:53	に対する
2:59:56	共同どこで火しているのかっていう
3:00:00	どうもよく考えて、
3:00:03	やっぱり爆燃に配付の中の強度部材であれば、構造程度はわかるようにしていただければ。
3:00:14	原燃エワラタニです。承知いたしました。
3:00:18	野党
3:00:20	100242 ページ。
3:00:24	けれども、
3:00:27	それをちょっと事実確認なんですけど、
3:00:31	242 ページで所内不自然になってくるレポートを引いて、あんプールがありまして、今回ですね、何かこの国は前食う持ってきてるということで、
3:00:49	申請していただいたんですけど、いただけてますけど、もしついてるのであればその辺も
3:00:56	回答の方と安全機能を有する施設として登録してあるので。ただ、これは許可から見るというような追加的になってますので、その上でもありますので、十分わかると思いますけど。
3:01:11	てってるのであれば対応。
3:01:14	それではください。
3:01:19	原子燃料工業の井上でございます。はい、了解しました。
3:01:24	のところを以降記載するようにいたします。
3:01:28	図面関係は以上で 262 ページには本部関係は
3:01:34	今日今のところが本文なんであと添付の説明書ですね、本部の人カーとあわせて、よく閉合といった形で皆さんの安心生活するプロセスからと。
3:01:51	の一説明書で認可申請書、
3:01:55	これっているじゃないかと思うんですけど、インターン受けるのは、本部の主要行事図面ですから、そこにいわゆる設備。ハードとしての 1 構造。
3:02:11	どうぞを有する主要な部材の材料とかっていうことがちゃんと書かれた上で、それはなぜこの文法でいいのかっていうところが、添付の説明書の中で開催されているかどうかをについてね基本的だように、

3:02:28	英語がされているかも確認しながら予定の方に来ていただきたいと思います。
3:02:36	この場所で何か。
3:02:39	はい。
3:02:47	さっきござっくりもちょっとこれぱつという話がぼんぽん 510 ページの設計図もこれももう
3:02:56	記載を辞めることになるんですか。
3:03:15	511 ページで安全機能を有する施設の技術的説明のところなんですけどね。
3:03:21	こんなもんかな。
3:03:30	振り返ります。
3:03:33	線量工業のカキノキでございます。第 14、結局事項の評価の方はですね
3:03:42	次にとかで説明しました赤血球事項四つございましてそれに対する影響というのを書いたものでございますのでと、
3:03:52	次のところは、ここはこのままということで考えてございます。
3:04:02	形成する設計とナガイでこれは設計労務に対して今回申請範囲のすべての設備ですので一つなんだったからといって、それ以外の
3:04:15	設計要求も
3:04:17	あれば当然残っていると思います。よく全体を通して、
3:04:23	事で
3:04:25	それでは、
3:04:36	ナガイの方からも一つ欠けていただきますと 118 ページですけれども、
3:04:45	これちょっと大事なことなんです、
3:04:50	表 2 門の提出時期の説明の 19.1 の説明の
3:04:57	真ん中辺から後ろのほうですけど、一遍に当たって、第 1 加工棟で貯蔵しているのはもうすべて Z 施設に移動してから工事を実施するというふうに記載されてますけれども、これはもう
3:05:14	そういう形で何かあれですか。
3:05:17	第 1 加工棟の中からも全部結局結局とか施設移動するというので、
3:05:25	間違いないでしょうか。
3:05:29	原子燃料工業のカキノキでございます。こちらですね、すべて第 2 加工棟、
3:05:38	事業させまして内加工等はうる共同してウランがないという状態にしてから工事を始めるということでございます。
3:05:48	廃棄物つうお待ちください。
3:05:53	現年原子カフジワラです。ただですね、今第一次設工認でですね
3:06:03	前回いただいた設備ですねちょうど設備そちらの工事が終わってからになりますので、現状はまだある状態で工事、それが終わり次第、ほかの

3:06:14	原料、核燃料物質ですね。ただ廃棄物につきましては
3:06:20	まだそこそれは現状の状態になります。
3:06:25	以上です。
3:06:28	解決
3:06:30	奥寺です。
3:06:58	それからですね 450 ページからどう安全機能を開くのですが、先ほど
3:07:06	議論されるということで、今今日議論のあったというか、確認した事項以外の
3:07:15	についてもよく見直してください。それで、
3:07:19	日本に持ってなかったので、とりあえず正しいかどうかだけの別紙のほうで、
3:07:26	根本的のときに確認したいと思っているという。
3:07:37	すべて見てるわけではありませんけれども、
3:07:42	特にうち壁ねそれが 160 ページの
3:07:52	12 会場の中のうち壁の 22 番。
3:08:02	どうも。
3:08:05	もう閉じ込めて管理区域境界の線量が、
3:08:10	どういうふうにされているのかということで前回聞いたかもしれませんがけれど
3:08:15	も、
3:08:15	25 年になっていますので、
3:08:22	説明をお願いしたい。
3:08:26	どうぞ。
3:08:30	それからね、あと先ほど大した通りで、
3:08:34	次に
3:08:35	耐震関係の説明は丸印でわかる。
3:08:41	やっぱ、
3:08:47	はい。
3:08:54	何とこれまでの値段の中で期待した。
3:08:58	内容ですね、確認していただければ。
3:09:09	両者原燃工熊取事業所の方から何か全体として埋め並べるとあれば、
3:09:17	お願いします。はい。
3:09:19	やはり、
3:09:21	原子燃料工業のカキノキでございます。看取りから特にございません。以上で
3:09:37	す。それじゃ is で大分長くなりましたけれども、本日、面談は非常に小さい。
3:09:37	本日ですね、事実確認の結果、補正が必要とすると、それから、記載の適正
3:09:46	化。
3:09:46	等についてはご丁寧に反映していただいて、

3:09:59	面談等で回答をいただきながら適用を整理して、
3:10:07	本日の面談は以上とします
3:10:10	面談終了します。